

山口県国土強靱化地域計画

平成 28 年（2016 年）3 月
（令和 2 年（2020 年）3 月改定）

山 口 県

目 次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1

第1章 基本的な考え方	2
1 基本目標	2
2 強靱化を推進する上での基本的な方針	2

第2章 想定するリスク	3
1 本県の地域特性	3
2 対象とする自然災害	6

第3章 脆弱性評価	11
1 脆弱性評価の考え方	11
2 脆弱性評価の手順	11
3 脆弱性評価の結果	13

第4章 強靱化の推進方針	14
1 施策分野ごとの推進方針	14
(別表) 重要業績評価指標(KPI)一覧	33
2 取組の重点化	36

第5章 計画の着実な推進	38
1 計画の推進体制	38
2 計画の進行管理	38

【資料編】

(別紙1) 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果	39
(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果	80
(別紙3) 改定経過	98
(別紙4) 用語解説	100

はじめに

1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年(2013年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が公布・施行されました。

国土強靱化は、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、どのような災害が起ころうとも、最悪の事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能、地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものです。

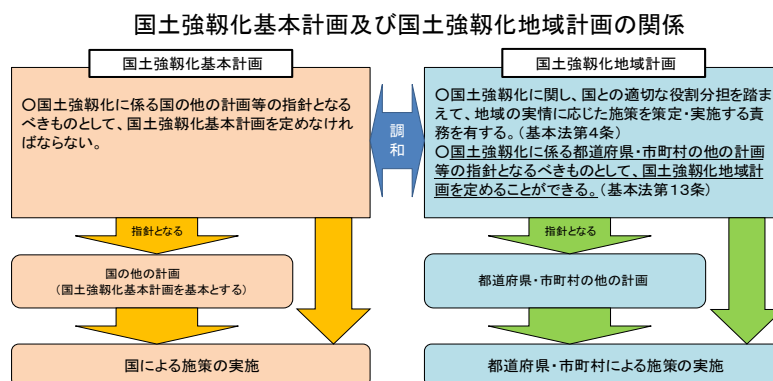
こうした国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠であり、国における国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に引き続き、地方公共団体においても国土強靱化地域計画を策定し、国と地方が一体となって国土強靱化の取組を進めることが重要となります。

このため、本県においても、国土強靱化に県・市町や関係機関が一体となって取り組むため、「山口県国土強靱化地域計画(以下「本計画」という。)」を策定するものです。

なお、本計画は、様々な分野の有識者からなる「国土強靱化地域計画専門部会」を設置し、各委員の意見を踏まえ、策定、見直しを行いました。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として、本県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として定めるものです。



3 計画期間

当初の計画期間は、平成27年度(2015年度)から平成31年度(2019年度)であり、今回の見直しにより、計画期間を令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)とします。

なお、概ね5年ごとに見直しを行うこととしますが、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、計画を見直します。

第1章 基本的な考え方

1 基本目標

本県においては、近年相次いで大雨等による被害が発生し、また、近い将来、南海トラフ地震の発生も予測され、人命を守り、また、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土を平時から構築することが重要です。

このため、本計画では次の4点を基本目標として、国土強靱化の取組を推進します。なお、基本目標は、国の基本計画と同一の基本目標とします。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

強靱化の推進にあたっては、国の基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」を踏まえ、以下に掲げる基本的な方針に基づき取り組むこととします。

【強靱化に向けた取組姿勢】

- ・本県の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討します。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組めます。
- ・地域の経済成長にも資する取組とします。

【適切な施策の組み合わせ】

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- ・非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

【効率的な施策の推進】

- ・効率的・効果的に強靱化を進めるため、取組を重点化します。

【地域の特性に応じた施策の推進】

- ・人のつながりや地域コミュニティ機能を強化し、地域全体で強靱化を推進します。
- ・女性、高齢者、障害者等に配慮するとともに、本県の地域の特性（自然、産業等）に応じた施策を推進します。

第2章 想定するリスク

1 本県の地域特性

(1) 地理的・地形的特性

本県は、本州の最西端に位置し、面積は6,112.53km²であり、地勢を形づくる中国山地は、1,337mの寂地山を最高峰とし、山地が西に延びるにしたがって、数脈に分岐し、この脊梁から丘陵の山地又は台地が瀬戸内海と日本海に向かって広がり、山陽と山陰に区分されており、平地が乏しく、地形が錯綜し急傾斜地が多くなっています。

また、一級河川は佐波川と小瀬川のみで、概して急流の中小河川が多く、三方を海に囲まれているため、海岸線の延長は約1,580kmと非常に長くなっています。

地質学的には、西南日本の内帯に位置し、古生代（約4億3千万年前）から第四紀（現在）に至るいろいろな地質時代に形成された様々な種類の堆積岩、火成岩及び変成岩からなり、それらが複雑にからみあった地質構造を形成しています。

また、土質の面から注目されるのは、豪雨時に崖崩れが多発するまさ土が分布する周南丘陵と、第三紀層の地すべり地区の向津具半島及び瀬戸内海沿岸に点在する軟弱な沖積土層があります。

(2) 気候的特性

三方を海に囲まれ暖流の影響を受けているため、比較的温暖な気候です。日本海側、瀬戸内海側及び響灘側とそれぞれ海洋や山地による影響が異なるため、気象等の特性に地域差が見られます。

年の平均気温は平野部では15～16℃、盆地や山間部では13～15℃です（図1）。

年の降水量は平野部や盆地では1,800mm～2,000mm、山岳部では2,000mm～2,400mmで、日本においての平均的な値となっています。瀬戸内海側の一部の沿岸部では、約1,600mmの所があります（図2）。

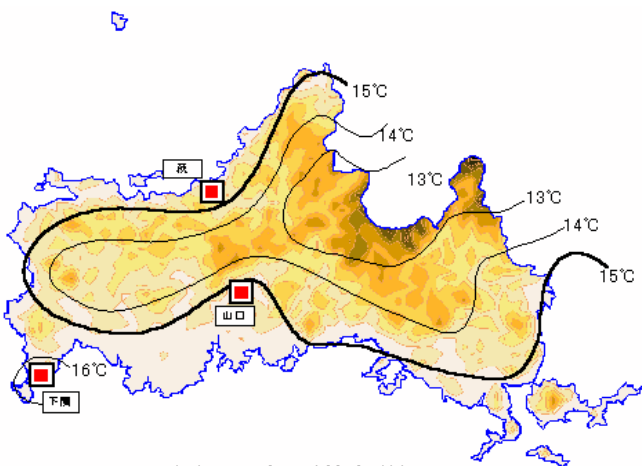


図1 年平均気温

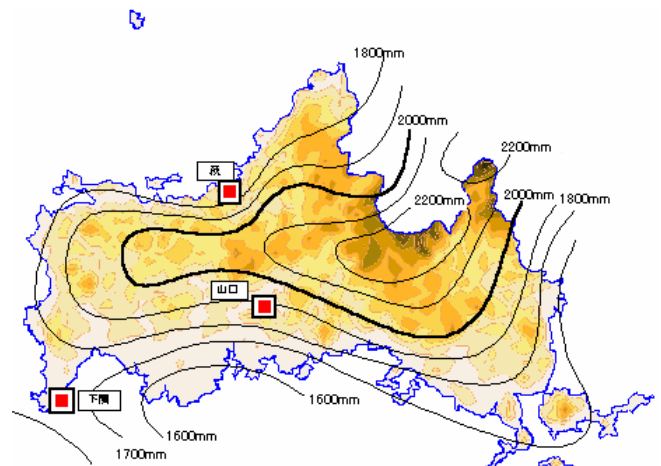


図2 年降水量

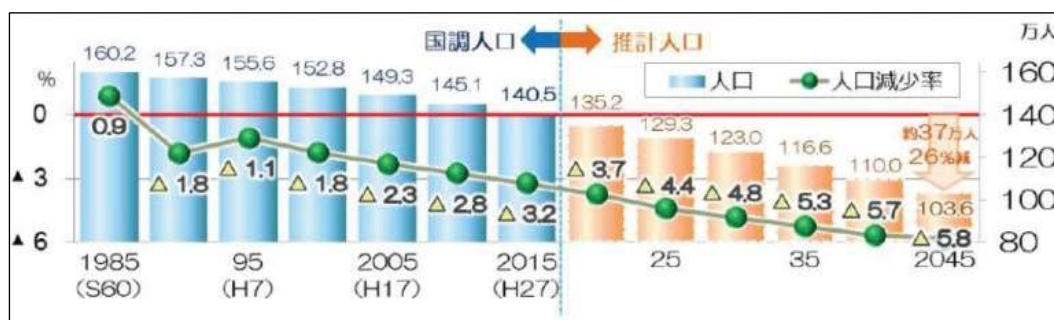
(出典：下関地方気象台ホームページ)

(3) 社会経済的特性

①人口

本県の総人口は、昭和60年(1985年)に160万人台を回復しましたが、その後は減少が続き、平成27年(2015年)には140万5千人まで減少しています。

人口減少率はさらに拡大し、令和27年(2045年)には104万人になると推計されています。



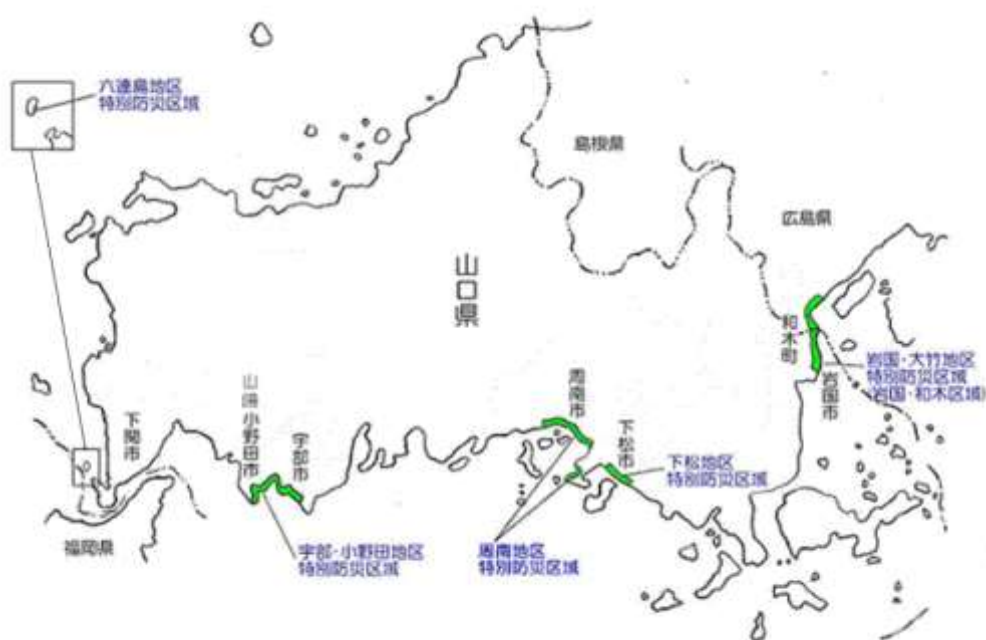
(出典：やまぐち維新プラン「山口県の人口の推移と将来推計」)

②産業

本県の瀬戸内海沿岸では、大正時代より造船、化学、機械、金属などの工場が次々に進出し、第二次大戦後は、石油コンビナートが形成され、全国有数の工業県に発展しました。

瀬戸内コンビナートは、高い技術力を誇る基礎素材型産業が集積し、本県の中心的な製造拠点での製造品出荷額の7割を占め、雇用の大きな受け皿となり、本県産業の屋台骨となっています。

県内には、5つの石油コンビナート等特別防災区域（岩国・和木、下松、周南、宇部・小野田、六連島）があり、区域内の特定事業所数は全国5位の数となっています。



(出典：山口県石油コンビナート等防災計画)

③地域

本県はその地勢上、山林や傾斜地が多く、平坦な耕地等が少ない、いわゆる「中山間地域」が県土の7割を占めています。

この中山間地域は、地域住民の生活の場としての機能のみならず、国土の保全、自然環境の保全、食料の安定供給、県民と自然との豊かな触れ合いの場としての機能等の多面にわたる機能を有しており、県民が豊かな生活を営むために必要な県民共通の貴重な財産となっていますが、一方で、人口の減少、高齢化に歯止めがかからず、担い手不足が深刻化しています。

県内の交通は、主要な幹線道路としては、中国縦貫自動車道と山陽自動車道を主軸に、山陽側に国道2号、山陰側に国道191号、山口市を経てこれらを連絡する国道9号があります。主要な鉄道は、JR山陽新幹線を主軸とし、JR山陽本線、JR山陰本線が走り、空港については、山口宇部空港、岩国錦帯橋空港があります。また、港湾については、2つの国際拠点港湾（下関港、徳山下松港）、4つの重要港湾（岩国港、三田尻中関港、宇部港、小野田港）を有しています。



(出典：山口県企業立地のご案内)

2 対象とする自然災害

本計画においては、本県の特長や過去の災害の発生状況等を踏まえ、県民生活・経済に影響を及ぼすリスクとして、本県において最も発生頻度が高く、全国的にも甚大な被害をもたらしている「大雨による浸水・土砂災害」、近年、温暖化等により大型化・強化化する「台風による風水害及び高潮災害」、さらには、今後発生が懸念される「南海トラフ地震等による地震・津波災害」などの大規模自然災害を想定します。

こうした大雨、台風、地震のほか、積雪による停電や交通障害の発生など、県民生活に影響を及ぼす大雪についても、配慮する必要があります。

(1) 大雨による浸水・土砂災害

近年、全国的にも短期的・局地的豪雨が頻発し、数時間で平年1か月分の数倍もの降水量をもたらすこともあり、大規模な被害が懸念されます。

また、本県の河川は、一般に幅が狭く、勾配が急なものが多く、また地質的にも風化しやすく浸食に弱い花崗岩地帯が多いことから、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊の危険性が高くなっています。

【過去の災害事例】

近年の浸水・土砂災害	災害の概況	死者・行方不明者数	全壊家屋	床上浸水
			半壊家屋	
平成 21 年 7 月 21 日豪雨災害 (2009 年)	防府市で、大規模な土石流が住宅や老人福祉施設を直撃	2 2 人	33 棟 77 棟	696 棟
平成 22 年 7 月 15 日大雨災害 (2010 年)	県西部で局地的な集中豪雨。厚狭川、木屋川が氾濫。JR 美祢線の橋梁流出		3 棟 35 棟	608 棟
平成 25 年 7 月 28 日大雨災害 (2013 年)	阿武川、田万川、須佐川が氾濫。JR 山口線、山陰本線で橋梁流出、橋脚沈下	3 人	32 棟 508 棟	153 棟
平成 26 年 8 月 6 日大雨災害 (2014 年)	県東部を中心に猛烈な雨。複数箇所土砂災害が発生	2 人	10 棟 190 棟	11 棟
平成 30 年 7 月豪雨災害 (2018 年)	県東部を中心に記録的な大雨。島田川等が氾濫。複数箇所土砂災害が発生	3 人	23 棟 522 棟	143 棟

平成 25 年(2013 年)7 月 28 日大雨災害被害
(山口市阿東鍋倉)



平成 26 年(2014 年)8 月 6 日大雨災害被害
(岩国市新港町)



(2) 台風による風水害及び高潮災害

近年、地球温暖化など気候変動に伴い、台風が大型化・強力化しており、大規模な被害が懸念されます。

勢力の強い台風が、九州の西海上を衰弱することなく北上して、対馬海峡を通過したときや、長崎県に上陸した後北東に進んだ場合には、本県でも大きな災害が発生しています。昭和17年(1942年)の周防灘台風や平成3年(1991年)の台風第19号、平成11年(1999年)の台風第18号などが該当します。台風がこのようなコースをとれば、猛烈な風により瀬戸内海や豊後水道から海水が吹き寄せられ、高潮による災害も起こりやすくなります。

特に、本県の瀬戸内海（周防灘）沿岸は、対岸距離が長く、入り江、湾形の多い南向きの海岸であるため、台風時における高潮、高波の被害を受けやすくなっています。また、周防灘西部では、南～南東の強風が吹くと、吹き寄せられた海水が関門海峡によってせき止められるため、高潮が大きくなる傾向があります。

【過去の災害事例】

近年の台風・高潮災害	災害の概況	死者・行方不明者数	全壊家屋	床上浸水
			半壊家屋	
平成3年台風第19号 (1991年)	強風と塩害、瀬戸内海沿岸では高潮による被害が多く発生	6人	35棟 650棟	520棟
平成11年台風第18号 (1999年)	宇部市に上陸し山口県を縦断。上陸が大潮期の満潮時と重なり、瀬戸内海沿岸では記録的な高潮	3人	80棟 1,284棟	2,468棟
平成17年台風第14号 (2005年)	活発な雨雲が長時間覆い続けた影響を受け、県東部を中心に記録的な豪雨。錦川が氾濫	3人	6棟 332棟	745棟

平成11年(1999年)台風第18号被害
(山口宇部空港 冠水)



平成17年(2005年)台風第14号被害
(岩国市川西交差点 冠水)



(3) 南海トラフ地震等による地震・津波災害

①南海トラフ地震

南海トラフに震源を有する地震は過去に100～150年周期で発生し、日本各地に大きな被害をもたらしました。震源位置によって東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれますが、過去に3地震が個別に又は2地震あるいは3地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられています。

国の地震調査研究推進本部によれば、平成31年(2019年)1月1日を基準日として南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は70%～80%と予想されており、地震規模はマグニチュード(M)8～9クラスとされています。

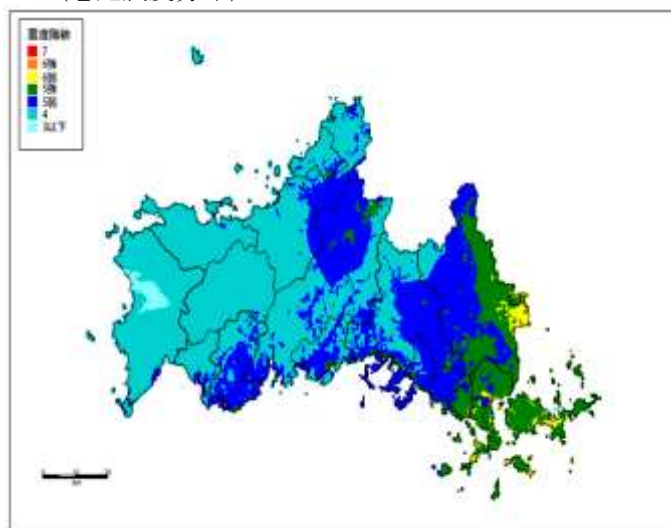
【南海トラフ地震の被害想定結果】

想定地震	最大震度	最高津波水位 (T.P.m)	被害想定				
			人的被害		建物被害		経済被害
			死者	負傷者	全壊・焼失	半壊	
南海トラフ巨大地震 (M9クラス)	6強	3.8m	614人	1,477人	5,926棟	43,021棟	1.2兆円

(想定震源域)



(想定震度分布)



(出典：山口県地震・津波被害想定調査報告書)

②安芸灘～伊予灘の地震

この地域に発生する地震は、西日本へもぐり込むフィリピン海プレート先端部の地下約50km以深で発生するスラブ内(プレート内)地震と考えられており、これまで50～100年の周期でM7クラスの地震が発生しています。平成13年(2001年)芸予地震(M6.7)もこの地域で発生した地震です。

【安芸灘～伊予灘の地震の被害想定結果】

想定地震	地震規模	最大震度	被害想定				
			人的被害		建物被害		経済被害
			死者	負傷者	全壊・焼失	半壊	
安芸灘～伊予灘の地震	M7.25	6弱	31人	339人	902棟	4,540棟	0.4兆円

③県内活断層による地震

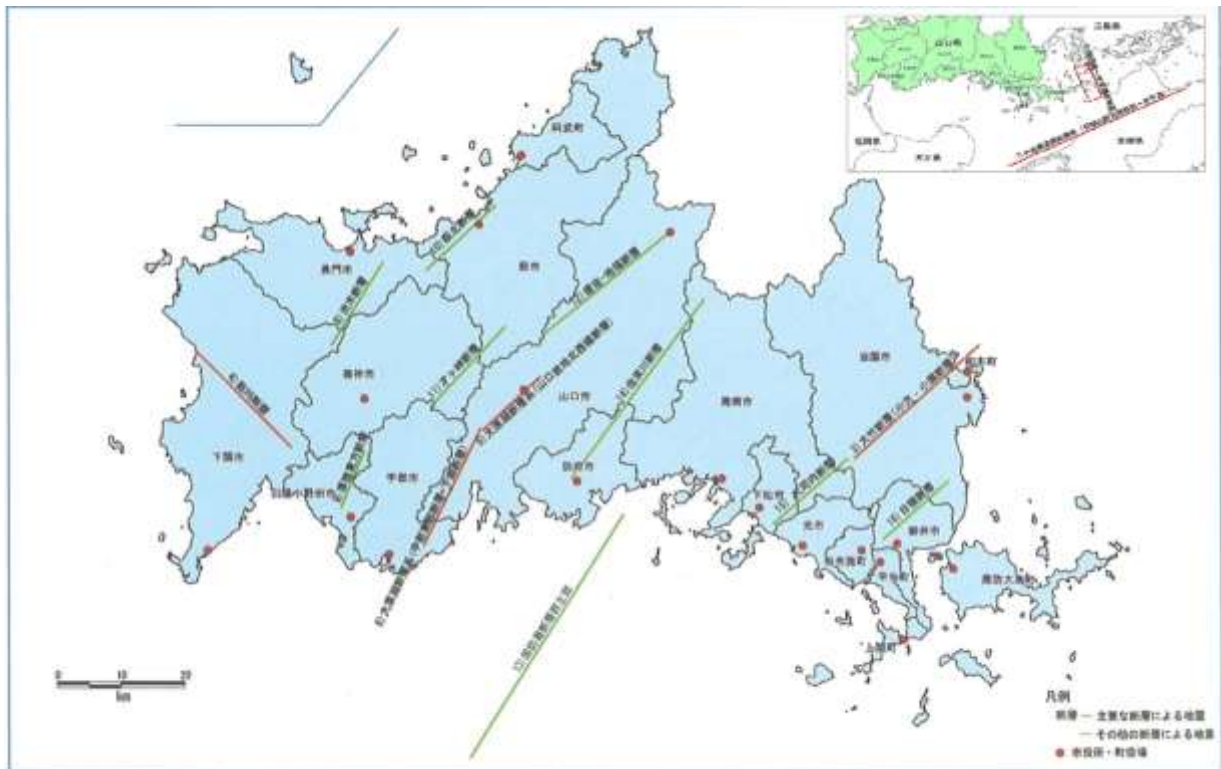
活断層とは、過去に繰り返し活動し、今後も再び活動すると考えられる断層です。本県には、10以上の活断層が存在し、活動間隔は数千年から数万年とされていますが、発生時期の推定は困難です。

これらの活断層が動いた場合、直下型の地震が発生するため、大きな揺れ（最大震度6弱～7）が想定されます。

【県内の主要な活断層による地震の被害想定結果】

想定地震	地震規模	最大震度	被害想定				
			人的被害		建物被害		経済被害
			死者	負傷者	全壊・焼失	半壊	
大竹断層	M7.2	7	1,507人	4,789人	21,454棟	41,568棟	3.5兆円
菊川断層	M7.0	7	245人	2,076人	4,620棟	16,705棟	1.6兆円
大原湖断層系 (山口盆地北西縁断層)	M6.6	6強	506人	2,543人	6,545棟	18,091棟	1.2兆円
大原湖断層系 (宇部東部断層+下郷断層)	M7.0	7	1,000人	6,557人	15,303棟	42,305棟	2.6兆円
中央構造線断層帯 (石鎚山脈北縁西部～伊予灘)	M8.0	6強	97人	922人	2,470棟	12,116棟	1.3兆円

(県内の主な活断層)



(出典：山口県地域防災計画 震災対策編)

④日本海側の地震

本県の日本海側で想定される地震は活断層型の地震です。

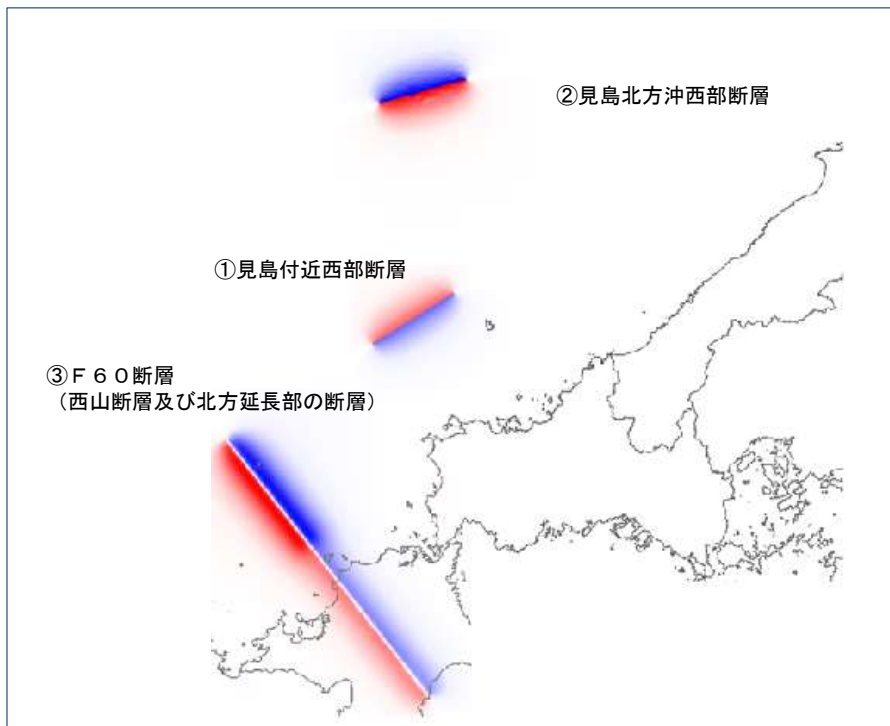
海溝型の南海トラフ地震とはその切迫性は大きく異なりますが、これらの地震がいつ発生するか分からないものとして備えることが重要です。

【日本海側の地震の被害想定結果】

想定地震	最大震度	最高津波水位※ (T.P.m)	被害想定				経済被害
			人的被害		建物被害		
			死者	負傷者	全壊・焼失	半壊	
見島付近西部断層	6弱	3.0m	29人	23人	69棟	1,576棟	297億円
見島北方沖西部断層	4	2.4m	14人	11人	26棟	876棟	148億円
F60断層 (西山断層及び北方延長部の断層)	5強	3.7m	81人	14人	352棟	3,379棟	766億円

※各港湾・漁港区域内の代表地点における最高津波水位

(日本海側の活断層)



(出典：山口県地震・津波防災対策検討委員会)

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

国土強靱化の推進を図る上で必要な対策を明らかにするため、本県の強靱化の現状と課題を評価すること（脆弱性評価）は、重要です。

このため、国が示した国土強靱化地域計画策定ガイドラインに基づき、脆弱性評価を行い、評価結果に基づき、対応方策を検討しました。

2 脆弱性評価の手順

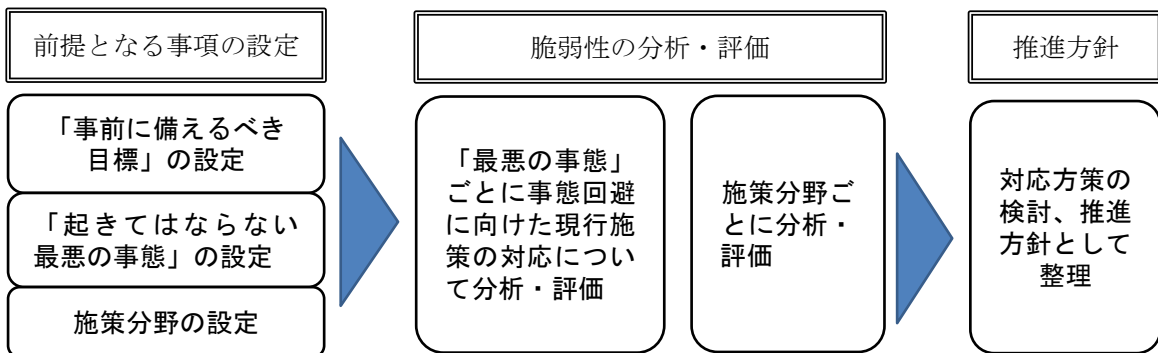
最悪の事態ごとの脆弱性評価

- 想定するリスクを踏まえ、「事前に備えるべき目標」とその妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定した上で、最悪の事態を回避するための施策を洗い出し、具体的な指標を用いて進捗状況を把握し、現状を分析・評価します。

施策分野ごとの脆弱性評価

- その上で、効果的な取組を推進するため、施策分野を設定し、分析・評価します。

（脆弱性評価の流れ）



(1) 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項において、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととされています。

本計画では、基本計画を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と、37の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	【人命の保護】 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	高潮など異常気象等による広域かつ長期的な浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	【救助・救急、医療活動】 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	警察、消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	【行政機能の確保】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	【情報通信機能の確保】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により重要な情報が必要な者に伝達できない事態
5	【経済活動の維持】 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-5	食料等の安定供給の停滞
6	【ライフラインの確保】 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7	【二次災害の防止】 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出や海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	【迅速な復旧復興】 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-7	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(2) 施策分野の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第4項において、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされています。

本計画では、基本計画を踏まえ、県・市町・関係機関等の取組主体が、効果的な取組を推進するため、8つの個別施策分野と5つの横断的分野を設定しました。

(個別施策分野)

- | | |
|--------------------|------------|
| ①行政機能／警察・消防等／防災教育等 | ②住宅・都市／環境 |
| ③保健医療・福祉 | ④産業・エネルギー |
| ⑤情報・通信 | ⑥交通・物流 |
| ⑦農林水産 | ⑧国土保全・土地利用 |

(横断的分野)

- | | |
|---------------|--------|
| ⑨リスクコミュニケーション | ⑩人材育成 |
| ⑪官民連携 | ⑫老朽化対策 |
| ⑬研究・技術開発 | |

3 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価の結果は、別紙1(P39～79)のとおりです。

また、施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、別紙2(P80～97)のとおりです。

【主な脆弱性評価の結果】

- 災害を未然に防止する公共土木施設等(橋梁、堤防等)の計画的な整備が必要
- 生活・社会基盤の耐震化や公共土木施設等の老朽化への対応が必要
- 災害時の輸送・復旧活動等を支える広域道路ネットワークの整備が必要
- 石油コンビナート等での防災対策が必要
- 「自助」「共助」に基づく地域防災力の充実強化が必要
- 早期避難や孤立防止等のための情報伝達・通信基盤の確保・拡充が必要
- 関係機関の連携等による救助・救急体制の整備が必要

など

第4章 強靱化の推進方針

1 施策分野ごとの推進方針

推進方針は、脆弱性評価の結果を踏まえ、ハード・ソフト両面から、基本目標の達成に向け今後必要となる対応策（57施策※）を施策分野ごとに取りまとめました。

また、推進方針の進捗状況を可能な限り定量的に評価し、計画の進行管理を行うため、57の重要業績評価指標（KPI）を設定しました（一覧は別表 P33～35）。

※施策：この章の以下に記載する、(施策)の項目

(1) 行政機能／警察・消防等／防災教育等

災害応急対策の円滑な実施のため、庁舎等の耐震化や警察、消防の装備資機材の整備・高度化、関係機関の連携強化等を図ります。

《行政機能》

防災拠点となる公共施設等の強化

（防災拠点となる公共施設等の耐震化）

- 県が所有する防災拠点となる公共施設については、耐震改修工事の実施や建替等の取組を推進する。
- 市町が所有する施設については、各市町の耐震改修促進計画等に基づき、国庫補助制度等を活用して耐震診断や耐震補強工事等が進むよう、支援制度に係る情報提供や技術的な支援等に努め、耐震化を促進する。

（防災拠点施設における電力の確保）

- 国の補助事業等を利用して、再生可能エネルギーの導入を促進する。



（太陽光発電）

業務継続計画（BCP）の実効性に向けた取組

- 策定済みの業務継続計画について、非常時優先業務に係る必要人数、参集可能職員数など、定期的に計画の見直しを行うとともに、職員への周知徹底を図る。
また、災害時の受援体制等に関する研修を行うなど、各市町における計画の見直しや実効性の確保を支援する。

応援協定の締結・拡充

- 県内の市町間はもとより、近隣各県との協定に基づく災害時の広域応援体制について、平時からその実効性のある運用に向けた取組を推進する。

避難体制の整備

（避難体制の整備）

- 地域住民による自主的な避難所運営ガイドラインを活用し、指定避難所における「避難所運営の手引き」の作成を支援する。
- 市町と一体となって、地域における率先避難・呼びかけ避難体制づくりを進めていくとともに、自主防災組織役員や自治会長、消防団員、防災士等を、避難を牽引するリーダーとして養成する。

（避難所等の確保）

- 市町において、指定緊急避難場所や指定避難所の追加指定を進めるとともに、予備的な公共施設、協定による民間施設の活用、近隣市町との相互受け入れ等による避難先の確保に取り組む。

中山間地域の避難対策

- 山間部や離島などの孤立可能性のある集落において、避難施設の確保やヘリポートの適地選定などの防災対策を促進する。

《警察・消防》

警察施設・消防施設の耐震化

（警察施設の耐震化）

- 警察施設のうち、警察署の耐震化については完了しており、幹部交番について、適正規模での建て替えによる耐震化を推進する。

（消防施設の耐震化）

- 市町に対して財政支援制度等について情報提供を行うなど、消防本部、消防署等の耐震化を促進する。

警察本部代替施設の機能強化

- 警察本部代替施設としての機能に必要な装備資機材等の整備を推進する。

救助救出活動の充実強化

（ヘリコプターによる支援体制の整備）

- 消防防災ヘリコプターによる災害対応をより円滑に安全に実施するため、2人操縦体制の導入に必要な財政措置の拡充を国に求めるとともに、運航委託会社との調整を進め、2人操縦体制の整備を進める。



（消防防災ヘリコプターきらら）

（装備資機材の整備・高度化）

- 迅速的確な救助救出活動を図るため、警察、消防の各種装備資機材の整備の充実や高度化を推進し、災害対応能力の強化を図る。

(警察通信システムの確保)

- 警察移動無線通信システムを整備するとともに、無線中継所の発動発電機燃料タンクの大容量化について、計画的な整備を推進する。

交通安全施設の整備

- 災害時の停電による信号滅灯に起因する交通事故・渋滞を防止するため、停電時自動起動式の信号機電源付加装置の整備箇所の拡大と老朽化した装置の着実な更新を推進する。



(非常用発電設備)

警察・消防等の関係機関の連携強化

- 警察・消防・自衛隊等各救助機関は、災害現場で、より円滑な救出救助活動が実施できるよう、マニュアルの作成やオペレーションチームの設置、情報共有のための防災相互波無線の整備など、関係機関相互の連携強化を図る。

消防職員・消防団員等の確保・育成

- 県消防技術大会や県消防操法大会を通じた消防職員・消防団員の技術向上、緊急消防援助隊の後方支援訓練や中国・四国ブロック合同訓練等を通じた災害時の緊急対応の習熟を図る。
- 消防団員を確保し、地域防災体制の強化を図るため、県は、市町に対し、団員の処遇や装備の改善を促すとともに、団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所表彰等を通じて消防団員の確保の取組を支援する。

《防災教育等》

防災教育等

- 「防災教育テキスト」の活用や「危険予測学習」の実施を促進し、日時等を事前に告げない避難訓練や実際の災害に即した避難訓練のさらなる普及を図る。
- 大学教授・気象台職員等の専門家による防災出前授業の実施を促進する。

(2) 住宅・都市／環境

災害に強いまちづくりを進めるため、学校・住宅・大規模建築物等の耐震化や避難路・避難地の確保など都市防災機能の向上を推進するとともに、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に行う体制を整備します。

《住宅・都市》

学校施設の耐震化

- 耐震化が未完了の市町に対し、市町が抱える課題等を踏まえた指導・助言を行うとともに、国に対し耐震化事業に係る財政措置の拡充を要請する等により、市町の耐震化の取組を支援する。
- 耐震化が未完了の私立学校に対し、各学校が抱える課題等を踏まえた助言・情報提供を行うとともに、国に対し耐震化事業に係る財政措置の拡充を要請する等により、私立学校の耐震化の取組を支援する。

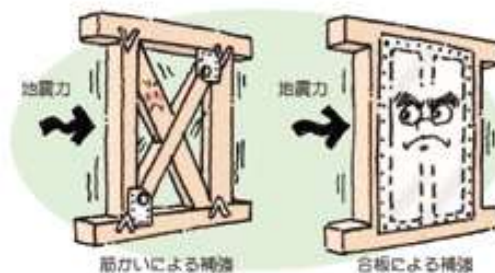


(耐震改修：大津緑洋高校)

住宅・建築物等の耐震化

(住宅の耐震化)

- 地震による住宅の倒壊被害等から県民を守るため、市町と協力し、耐震化の普及啓発を図るとともに、国庫補助制度等を活用して住宅の耐震診断・耐震改修を支援し、耐震化を引き続き促進する。



(耐震補強の工法例 (木造住宅))

(大規模建築物の耐震化)

- 多数の者が利用する建築物等について、市町と協力し、耐震化を促進する。

都市の防災機能の向上

(防災・減災のまちづくりの推進)

- ハザードマップや災害履歴等の情報を踏まえ、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策を盛り込んだ都市計画区域マスタープランにより、都市の防災機能の向上を図る。

(都市施設の整備)

- 延焼防止や避難地・避難路の確保など都市の防災機能の向上を図るため、市町と連携し、計画的に市街地における街路や公園等の整備を含めた面的整備を推進する。

(大規模盛土造成地マップの整備)

- より効果的なマップの周知方法について、市町と連携しながら検討を行い、県民の防災意識醸成に向けた取組を推進する。

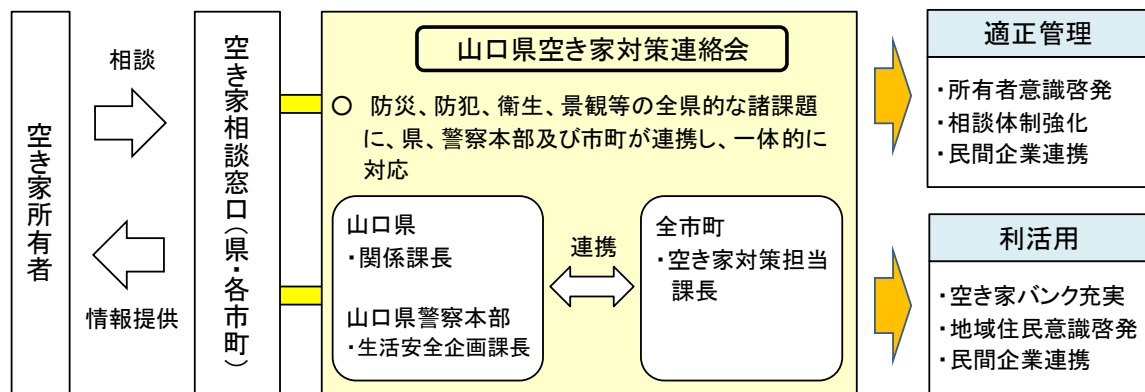
住宅の防災対策の推進

(住宅の防火対策の推進)

- 火災発生時の逃げ遅れによる被害を防止するために、山口県住宅防火対策推進協議会等を通じ、市町の条例に適合する全ての箇所への住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、適切な維持管理や交換に関する啓発を推進する。
- 大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するための感震ブレーカー等の設置について、普及啓発を行う。

(空き家対策の推進)

- 防災上の問題等を解決するため、引き続き市町に対し空家等対策計画の策定を促すとともに、市町への専門家派遣による相談体制の強化など、空き家の利活用・適正管理を促進する。



(空き家対策の取組)

文化財防災対策の促進

- 無形民俗文化財の存続に向けた取組を支援するとともに、映像等の記録保存を促進する。
- 文化財保存活用地域計画策定を通じた市町による未指定文化財の把握を促進する。
- 文化財建造物の耐震診断・耐震補強など、所有者や管理者による倒壊防止策をはじめ、各文化財の特性に応じた予防計画の策定や消防設備の整備充実を支援するとともに、防災思想の普及啓発や防火訓練の実施により、広く県民の意識の高揚を図る。
- 市町や民間団体（ヘリテージマネージャーや建築士会）等との連携を進め、災害時の予めの受援体制の一層の整備を進める。

内水対策の促進

- ハード・ソフト両面から浸水被害の軽減・最小化を図るため、市町による下水道（雨水）の整備、内水ハザードマップの作成・公表や、防災訓練等を通じた住民のハザードマップ活用を促進する。

上下水道施設等の耐震化等の促進

(下水道機能の確保)

- 市町による下水道施設の耐震化には費用や時間を要することから、災害時にも機能を確保する下水道BCPに基づく訓練の実施や、BCPの定期的な見直しを促進する。
- 計画的な下水道施設の改築・更新の促進のため、老朽化した施設を多く抱える市町については、下水道ストックマネジメント計画の策定を促していく。

(水道施設の耐震化)

- 市町が運営する水道事業に対し、国の財政的支援、技術的支援の活用について指導・助言を行い、重要度に応じた計画的な老朽施設の更新、水道施設の耐震化を促進する。
- 水道施設の耐震化には費用と時間を要することから、災害発生時における応急給水及び復旧体制を確保するため、市町が定めるBCP及び危機管理マニュアルに基づく訓練の実施を促進する。

(ガス管の耐震化)

- 都市ガスについては、ガス事業者や利用者による、耐震性・耐腐食性に優れたガス管への取り替えを計画的に推進する。

(応急給水体制の整備)

- 日本水道協会等における応急給水体制、活動内容等の情報伝達方法、緊急時用の連絡網を再整備することにより、正確かつ迅速な情報共有を図り応急給水体制を向上させる。

《環境》

災害廃棄物処理対策の推進

- 市町の災害廃棄物処理計画の策定支援や国・他県等との連携・協力により、災害廃棄物の迅速・適正な処理体制の構築を図る。



(集積された災害廃棄物の分別作業)

有害物質対策の推進

- 引き続き事業者に対し立入検査を行い、適正な管理等を指導するとともに、大気汚染状況・水質汚濁状況を常時監視し、環境基準の達成状況により、有害物質の適正管理の状況を把握する。

(3) 保健医療・福祉

迅速かつ適切な医療救護活動が行われるよう、災害拠点病院の整備など、災害医療体制の充実を図るとともに、DMAT要員など災害医療に係る人材の養成に取り組みます。

また、高齢者や障害者等避難行動要支援者の適切な避難につながるよう、名簿の更新・拡充や福祉避難所の確保を促進します。

災害拠点病院・社会福祉施設の耐震化

- 災害時に必要となる医療機能を提供できるよう、県内の災害拠点病院に対し、国庫補助制度の周知を図るなど、耐震化を促進する。
- 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の安全を確保するため、社会福祉施設の設置者に対し、耐震診断・耐震改修の必要性の普及・啓発等を行い、耐震化を促進する。

災害医療体制の充実

(災害拠点病院の体制強化)

- 災害拠点病院の通信手段の複数化や研修を通じた機能強化を図るとともに、圏域における災害拠点病院の複数整備を促進する。

(災害医療に必要な電力等の確保)

- 災害時に適切な医療提供体制を維持するため、災害拠点病院においては、非常用電源の十分な確保を国の補助事業を活用して推進する。

(広域医療搬送体制の充実)

- 大規模災害時の医療施設での被災等に備え、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の円滑な運営確保のため、定期的な訓練等を実施し、災害派遣医療チーム（DMAT）、医療機関、消防等との連携強化を図る。

災害医療に係る人材の養成

(DMAT要員等の養成確保)

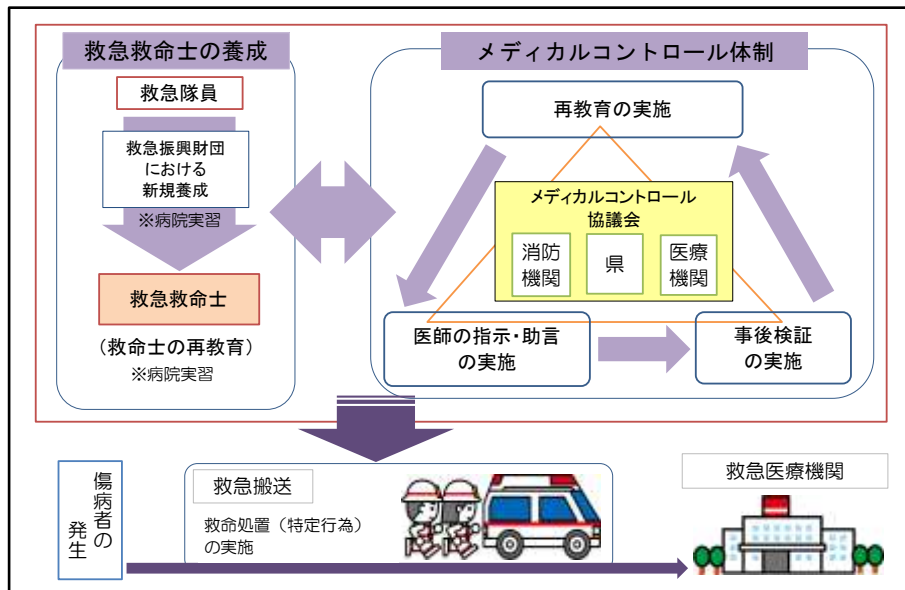
- 国が実施するDMAT研修の活用等により、各災害拠点病院のDMATの複数チーム化・機能強化を図るとともに、山口県医師会災害医療チーム（JMATやまぐち）や日本赤十字社救護班等を中心とした医療チームとの連携を強化する。
- 中国地区DMAT実働訓練と一体的に実施するDPAT実働訓練の活用や県が主催して実施するDPAT研修等により、DPATの複数チーム化を促進していく。



(DMAT訓練の様子)

(処置拡大救急救命士の確保・養成)

- 県内に5つ存在する地域メディカルコントロール（MC）協議会と連携し、他県から異動等してきた未講習救急救命士へ追加講習するなど、処置拡大救急救命士の確保・養成に努める。



災害医療に係る関係機関の連携強化

- 防災関係機関、医療機関等が連携した訓練等を実施し、災害医療コーディネーターを中心とした医療救護活動の統括・調整機能の強化を図るとともに、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の積極的な活用を促進し、迅速に災害時医療情報を把握できる体制を整備する。

要配慮者対策の促進

(避難行動要支援者対策の促進)

- 避難行動要支援者名簿の更新・拡充や名簿情報の共有、個別計画の策定等、防災関係部署と福祉関係部署が連携した市町の取組を促進する。
- 「災害時外国人サポーター」の養成・登録を行う講座等を県内各地で実施することで、各地域における外国人支援者の養成とリスト化を推進する。
- 「災害時における福祉支援に関する協定」の締結団体と調整を行い、具体的な体制の確認を行っていく。

(福祉避難所の指定)

- 避難所生活で特別な配慮が必要な高齢者や障害者等を受け入れる福祉避難所を確保するため、市町による指定等を促進する。

感染症対策の推進

- 災害時の感染症の発生回避・まん延防止のため、定期的予防接種の実施主体である市町による確実な予防接種の実施を促進する。

(4) 産業・エネルギー

経済活動が機能不全に陥らないよう、企業のBCP策定の支援や、電力の安定供給体制の確保、工業用水道施設の耐震化等を推進するとともに、石油コンビナートにおける防災対策を強化します。

企業BCP策定の支援

- セミナー等を通じたBCPモデルの活用促進、専門家活用等によるBCP策定支援を図る。

電力の安定供給体制の確保

(電力の長期供給停止の防止)

- 電気事業者においては、電気設備の自然災害に対する耐性評価等に基づき、必要に応じ発電所・送電線網等の電力システムの耐災性の強化や復旧の迅速化に取り組む。

(県有発電施設の老朽化・耐震化対策等の推進)

- 施設の劣化状況を的確に把握するとともに、「電気事業 施設整備10か年計画」に基づき、施設の老朽化・耐震化対策、設備のオーバーホール等の施設整備を計画的に実施する。
- 既設発電所の設備更新に合わせ、水車や発電機の性能向上を図るリパワリングに向けた取組を計画的に推進する。

(再生可能エネルギーの導入促進)

- 再生可能エネルギー推進指針等に基づき、多様なエネルギー供給源の導入を促進する。

再生可能エネルギーの導入促進



工業用水道施設の耐震化等

- 資産の効率的かつ効果的な維持管理を行うアセットマネジメント手法を導入し、施設の健全度・重要度に基づく更新優先順位の設定などにより、施設の健全性の確保に向けた計画的、重点的な整備を実施する。
- 「工業用水道事業 施設整備10か年計画」に基づく施設の計画的・重点的な老朽化対策等を推進する。



(管路布設替)

石油コンビナート防災対策の強化

(石油コンビナート防災体制の強化)

- 防災計画の見直しや、防災訓練による防災活動の習熟及び関係機関相互の連携強化を通じ、コンビナート防災体制の強化を継続して推進する。



(周南コンビナート)



(平成27年度(2015年度)県石油コンビナート等総合防災訓練)

(石油コンビナート区域の耐震強化)

- 石油タンク（特定・準特定屋外タンク貯蔵所）については、耐震基準適合済み。
また、高圧ガス設備については、耐震性能の向上のための改修計画を重要度が高い設備から推進するよう関係事業所に求め、改修が困難な設備の場合は、防災計画を踏まえた被害軽減措置及び地震被害を想定した防災訓練により防災体制の強化を図る。

(5) 情報・通信

迅速かつ的確な防災情報を県民へ提供するため、Lアラートの活用や避難所等における早期通信手段の確保等、災害時の情報伝達体制の強化に努めます。

業務継続計画（ICT-BCP）の推進

- 災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、点検・訓練等を実施し、計画の見直しを図るとともに、市町の計画策定を促進する。

多様な情報伝達手段の確保

- 住民の適切な避難行動につながる警戒レベルについて、県総合防災情報システムにおいて、適切に表示できるよう、システムの改修を行うとともに、迅速かつ的確な防災情報の伝達に向け、Lアラートを活用した情報伝達訓練を実施する。

災害時の情報伝達の強化

（防災行政無線の耐災害性の強化）

- 衛星系無線設備は最新のデータ伝送技術に対応し、降雨耐性に優れる第3世代のシステム整備を推進する。地上系無線設備は、老朽化した市町・消防・防災関係機関設備の機能強化を図る。

（的確な情報の発信）

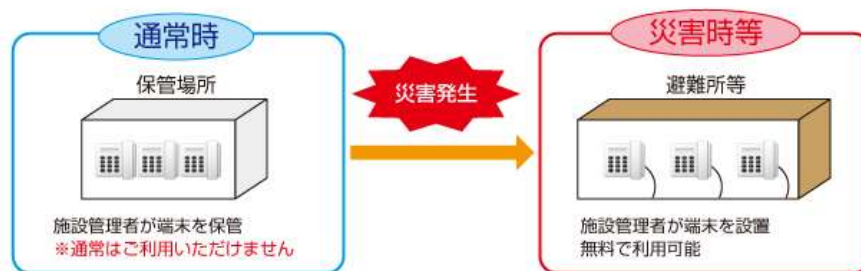
- 多様な情報伝達手段を用いた情報提供を市町に働きかけるとともに、災害発生時において、関係機関と連携しながら、的確な情報発信に努める。
- 老朽化した震度情報システムの更新・機能強化を図る。

孤立防止のための情報伝達体制の整備

- 中山間地域等における災害時の孤立防止のため、防災行政無線の戸別受信機の整備や、携帯電話不感地域の縮小に向けた通信事業者による整備等、多様な伝達手段の確保を促進する。
- 海上での小型船舶の通信手段を確保するため、小型船舶を運航する者は通信手段の確保に努めるとともに、船舶の無線局の開設者は無線局の機能維持に努める。

通信事業者等の災害対応力強化

- 通信事業者においては、災害時に備え、市町と連携し、設置要請のあった避難所等における早期通信手段確保のための特設公衆電話の設置を進めるとともに、衛星通信機器の更新・追加配備について、引き続き計画的に取り組む。



(特設公衆電話イメージ 出典：NTT西日本ホームページ)

- 放送事業者においては、送信所の整備や予備電源設備等のバックアップ設備の整備など、災害時に放送中断がないよう放送体制の整備に取り組む。

(6) 交通・物流

大規模災害時における被災者の避難や支援物資の受入・輸送等を円滑に実施するため、耐震化など道路や港湾の防災対策を推進するとともに、民間事業者との協定を通じた輸送手段の確保や災害時にも機能する道路ネットワークの構築を図ります。

道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- 大規模災害時の緊急輸送路を確保するため、緊急輸送道路上の橋梁や離島架橋等の耐震補強、斜面の防災対策、市街地における幹線道路等の無電柱化を推進する。



(彦島大橋 耐震補強)

(道路施設の老朽化対策)

- 大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、トンネル、橋梁等については5年に1回の頻度で定期点検を行い、健全度の把握を進めるとともに、道路施設の長寿命化計画等を策定し、計画に基づく修繕・更新を推進する。



(職員点検の実施状況)

道路ネットワークの整備

- 災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、山陰道や下関北九州道路など、規格の高い道路をはじめとした幹線道路や、身近な生活道路の整備を推進する。



(山陰道 長門・俵山道路 長門湯本温泉インター付近)



(地域高規格道路 小郡萩道路 十字字インター付近)

港湾・空港施設の整備等

(港湾施設の整備)

- 大規模災害時に必要な港湾の機能を発揮できるよう、引き続き、耐震強化岸壁の整備や予防保全計画に基づいた老朽化対策を推進する。
- 必要に応じて「港湾BCP」の更新に取り組む。



(徳山下松港 耐震強化岸壁)

(漁港施設の整備)

- 拠点漁港における主要な陸揚岸壁の耐震化や、長寿命化計画に基づいた施設の維持管理・更新等の老朽化対策を推進する。

(空港施設の安全確保)

- 災害時の交通の確保や緊急輸送のため、施設等の安全性の確保に努める。



(山口宇部空港)



(岩国錦帯橋空港)

救援物資の輸送等

- 大規模災害時の物資の受入や被災地への輸送等が適切に行われるよう、緊急輸送道路や広域物資輸送拠点施設を指定するとともに、当該施設の安全性の確保に努める。
- 住民避難や支援物資等の輸送については、民間事業者等と災害時の協定を締結するとともに、災害による陸上輸送路の途絶や離島航路の不通等の発生に備え、漁業取締船や漁業調査船を救援物資の輸送手段として確保する体制を整備する。

(7) 農林水産

農地・農業用施設の被害の防止を図るため、危険ため池の改修や、地すべり防止対策等の農地防災を推進するとともに、農地の保全活動を実施し、水源の涵養など農地の多面的機能の維持を図ります。

農地防災の推進

- 決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれのあるため池を特定農業用ため池に指定し、廃止や改修等に計画的に取り組むとともに、市町によるハザードマップの作成等の支援や必要な防災工事を実施するなど、ソフトとハードの両面から決壊等による災害を防止・軽減する。

老朽化ため池（糸根新堤）の改修整備



- 地下水排除などの抑制工や構造物設置などの抑止工を主体に地すべり防止対策を進め、農地・農業用施設の保全や人家・人命の保護など、県土の保全や県民生活の安定を図る。
- 施設の損傷が軽微である早期段階から予防的な修繕等を実施する予防保全型の維持管理へ転換することにより、経費の削減と予算の平準化を図り、農業用施設の長寿命化対策を推進する。

農業生産基盤の整備

- 農業生産活動を維持し、低コスト化と生産性の向上を図るため、農地の大区画化・汎用化等の農業生産基盤の整備を推進するとともに、集落間連携等による新たな人材の確保や地域が一体となった農地や農業用施設の保全活動を推進する。



(水田高機能化 地下水位制御システムの施工)

農業生産体制の強化

- 農業の生産体制を強化するため、法人経営の複合化・多角化による経営体質の強化や新規就業者の確保・定着などに取り組み、集落営農法人等を核とした生産構造改革を推進するとともに、災害時には、市町、農業団体等と連携し、応急措置や復旧に向けた現地指導を実施する。

(8) 国土保全・土地利用

災害に強く迅速な復旧復興が可能な県土づくりを進めるため、海岸保全施設の整備や河川改修、治山事業などハード対策を推進するとともに、高潮・洪水ハザードマップの作成支援などソフト対策を推進します。

津波・高潮対策の推進

(海岸保全施設の整備)

- 過去に繰り返し甚大な被害が発生した高潮や、発生が懸念される地震・津波に備えるため、海岸保全基本計画に基づき、計画的に海岸保全施設の整備を推進するとともに、長寿命化計画に基づく老朽化対策を進める。



(徳山下松港 海岸保全施設 (消波ブロック))

(高潮ハザードマップの整備)

- 瀬戸内海側における高潮浸水想定区域図の作成・公表を優先的に実施し、市町における高潮ハザードマップ作成の技術的支援を推進する。

洪水対策の推進

(河川改修、ダム建設の推進)

- 近年の気候変動を考慮すると、集中豪雨はいつでも発生してもおかしくない状況にあり、県民の暮らしの安心・安全を確保するためには、洪水対策が重要であることから、河川改修やダム建設を着実に推進する。



(平瀬ダム 完成予想図)

(洪水ハザードマップの整備)

- 頻発・激甚化する水害に備え、河川の監視体制の強化や住民等へ提供する防災情報の充実を図るため、近年の豪雨災害や市町の要望等を踏まえ、水防警報河川を追加指定し、水位観測局の新設や洪水ハザードマップの作成支援等を進める。
- 河川整備の計画規模の洪水を上回った場合でも、人命を守り、社会経済の壊滅的な被害をできる限り軽減するため、最悪の事態を想定し、想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域の公表や洪水ハザードマップの作成支援を進める。

(河川管理施設の耐震化)

- 堤防の耐震化については、背後の地盤高が低く、地震により堤防が沈下すれば、大潮時に海水が越えて甚大な浸水被害が発生するおそれがある区間を優先し、耐震対策を推進する。

(河川管理施設の老朽化対策)

- 長寿命化計画に基づき、修繕・更新等の老朽化対策を効率的・効果的に推進する。

山地災害対策の推進

(治山事業の推進)

- 近年の局地的な豪雨により、山地災害が頻発している現状を踏まえ、特に、山麓に近接した集落の安全性の向上を図るため、国の補助制度等を活用した復旧や予防対策を通じて、計画的に山地防災機能等の強化を図る。



(治山ダム)

(保安林指定の推進等)

- 木材の供給をはじめ、水質の保全や災害の防止など、様々な重要な役割を担う森林について、引き続き市町と連携し、保安林指定や荒廃森林の整備を計画的に推進する。

土砂災害対策の推進

(土砂災害防止施設の整備等)

- 近年災害が発生した箇所や要配慮者利用施設・避難所が立地する箇所など、危険性や緊急性の高い箇所から重点的・計画的に土砂災害防止施設を整備するとともに、所定の機能・性能を維持・確保するため、長寿命化計画に基づき修繕・改築等を推進する。



(奈古川 砂防ダム)

(住民参加型土砂災害ハザードマップの整備)

- 土砂災害から住民が迅速かつ的確に避難できるよう、住民自らが現地を確認し作成する自治会等地区単位の「住民参加型土砂災害ハザードマップ」の作成支援を推進する。

迅速な復旧・復興に向けた取組

(地籍調査の促進)

- 引き続き、市が実施する防災対策施策と連携した地籍調査の重点的な支援を行い、地籍整備の促進に努める。

(応急仮設住宅の迅速な供与)

- 十分な応急仮設住宅の建設用地を確保するため、市町と協力し、引き続き応急仮設住宅建設候補地の新規選定を行っていく。また、平常時から応急仮設住宅の供与に向けた検討・調整を継続して行い、定期的にマニュアルを見直す。

(9) リスクコミュニケーション

「自助」「共助」に基づく地域防災力の充実強化を図るため、防災意識の醸成、地域ぐるみの防災活動の促進、防災の担い手づくりに取り組みます。

地域防災力の充実強化

(防災意識の醸成)

- 各種ハザードマップや災害教訓事例集等の活用、研修の開催等を通じて防災知識の普及・啓発を図るとともに、県民や民間事業者等が参加する防災訓練を通じて平時から防災意識の醸成を図る。

(地域ぐるみの防災活動の促進)

- 自主防災アドバイザーの養成・派遣等を通じて、地域防災の要である自主防災組織の活動の活性化や地区防災計画の作成を支援するとともに、自主防災組織等による地域ぐるみの防災活動を促進する。
- コミュニティ・スクール等の仕組みを活用して、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった実践的な防災訓練の実施を促進する。



(地域ぐるみの防災活動)

(防災の担い手づくり)

- 地域ぐるみによる防災活動の促進、防災意識の醸成に係る取組等を通じて、自主防災組織の育成や消防団員の確保など防災の担い手づくりの取組を進める。

(中山間地域「やまぐち元気生活圏」づくりの推進)

- 集落の小規模高齢化が進む中、災害発生時にも、生活機能・サービスを地域で支え合うことができるよう、「山口県中山間地域づくりビジョン」に基づき、地域・市町における集落間のネットワーク化の促進を支援する。

(10) 人材育成

災害対応力の向上を図るため、防災機関等における人材育成や体制整備、迅速な復旧・復興を担う民間事業者の人材の確保・育成に取り組みます。

人材の育成・確保

- 災害に関する実践的な知識・技能と的確な判断力を習得できるよう、防災研修を実施するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう、各種訓練を通じて災害対応力の向上を図る。

災害医療に携わる人材養成及び体制整備

- 多職種を対象とした災害医療コーディネーターの養成研修を実施するとともに、訓練を通じた体制整備を図る。

迅速な復旧・復興に向けた取組

(建設産業の担い手確保・育成)

- 担い手確保・育成の取組効果を高めるため、「山口県地域を支える建設産業担い手確保・育成協議会」を通じて、産学公の密接な連携を図る。
- 将来的な建設産業の持続可能性を高めるため、特に若い世代に狙いを絞り、若年者の確保・育成に重点的に取り組んでいく。

(11) 官民連携

迅速かつ効果的な応急対策を実施するため、民間事業者等との協定の締結や、官民連携した支援体制の整備に取り組みます。

応援協定の締結・拡充

- 迅速かつ効果的な応急対策が実施できるよう、協定の締結・拡充など、民間事業者等との連携・支援体制の整備に努めるとともに、協定に基づく効果的な運用を図る。

被災地支援活動に対する支援体制整備

- 県社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの運営に関する研修等を通じ、地域住民の災害ボランティアセンター運営への協力体制を強化する。

(12) 老朽化対策

道路や港湾等の公共土木施設等の老朽化に計画的に対応するため、個別施設計画の策定を進め、維持管理費の縮減や更新費用の平準化を図るとともに、適切な維持管理・更新を推進します。

公共施設等の適切な維持管理

(公共施設等の総合的なマネジメントの推進)

- 「山口県公共施設等マネジメント基本方針」に基づき、個別施設計画を、令和2年度(2020年度)を目途に策定し、適切な維持管理、修繕、更新等を行う。

(公共土木施設等の老朽化対策の推進)

- 高度経済成長期以降に集中的に整備された公共土木施設等が、今後一斉に老朽化することを踏まえ、中長期的なコストの削減を図りつつ、維持管理・更新を確実に実施する。
- 都市基盤施設の安心・安全の確保や長寿命化の推進にあたっては、技術力の確保が重要であることから、研修等を通じ、専門的技術力を有する職員を継続的に養成し、適切に維持管理ができる体制を整える。



(大島大橋 橋梁補修)

(13) 研究・技術開発

防災対策の高度化を進めるため、大学等と連携し、衛星画像の防災利用やコンクリート構造物の品質確保等の研究・技術開発を促進します。

衛星画像の災害時の活用

- 地震や津波、水害等による被災状況について、広域的かつ迅速に把握するため、宇宙航空研究開発機構(JAXA)、山口大学等と連携し、衛星画像の活用を進める。



(陸域観測技術衛星2号「だいち2号」)

コンクリート構造物の品質確保

- コンクリート構造物の品質確保に向けて、産学官がそれぞれの分野における最新の知見や取組等の情報を共有し、さらなる品質確保を図っていく。

重要業績評価指標（KPI）一覧

1 行政機能／警察・消防等／防災教育等

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
1	防災拠点となる公共施設等の耐震化率（県全体）	86.2%(H29)	100% (R6)
2	防災拠点の再生可能エネルギー普及率	9.7%(H29)	10.9% (R2)
3	指定避難所における避難所運営の手引き作成数	11 箇所(H30)	300 箇所以上 (R6)
4	消防防災ヘリコプター2人操縦体制	1人操縦体制 (H30)	2人操縦体制 (R6)
5	信号機電源付加装置の整備箇所数	累計 116 箇所 (H30)	8 箇所(毎年)
6	消防団員の条例定数(14,480人)に対する充足率	90.7%(H30)	向上させる(R6)
7	防災教育テキストの活用率	81.7%(H30)	向上させる(R6)
8	危険予測学習の実施率	83.6%(H30)	向上させる(R6)
9	日時等を事前に告げない避難訓練の実施率	56.9%(H30)	向上させる(R6)

2 住宅・都市／環境

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
10	市町立小・中学校(1,626棟)の耐震化率	97.6%(H31)	早期に完了
11	市町立幼稚園(43棟)の耐震化率	93.0%(H31)	早期に完了
12	保育所(330棟)の耐震化率	70.6%(H28)	向上させる(R6)
13	私立学校(349棟)の耐震化率	87.7%(H30)	95%(R4)
14	防災・減災対策を踏まえ改定した都市計画区域マスタープランの数	0 都市計画区域 (H30)	18 都市計画区域 (R2)
15	住宅用火災警報器の設置率	78.6%(H30)	向上させる(R6)
16	火災予防条例に義務付けられた全ての箇所（寝室、階段等）への設置率	69.1%(H30)	向上させる(R6)
17	空家等対策計画策定市町数	14 市町(H30)	16 市町(R6)
18	下水道ストックマネジメント計画策定市町数	2 市町(H30)	15 市町(R6)
19	上水道の基幹管路総延長(839.2km)のうち耐震適合性のある管の延長の割合	39.1%(H29)	向上させる(R6)
20	災害廃棄物処理計画の策定市町数	7 市町(H30)	19 市町(R2)
21	環境基準の達成率 大気（二酸化硫黄、二酸化窒素）	100%(H29)	100%(R6)
22	環境基準の達成率 水質（人の健康の保護に関する項目）	100%(H29)	100%(R6)

3 保健医療・福祉

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
23	すべての建物に耐震性のある災害拠点病院及び救命救急センターの割合	71.4%(H30)	100%(R6)
24	社会福祉施設の耐震化率	86.4%(H29)	向上させる(R6)
25	災害拠点病院数	13病院(H30)	増加させる(R6)
26	DMA Tチーム数	28チーム(H30)	増加させる(R6)
27	処置拡大救急救命士数	368人(H30)	維持する(R6)
28	災害時外国人サポーター登録者数	49人(H30)	100人(R6)
29	福祉避難所の指定数	236箇所(H30)	増加させる(R6)
30	予防接種法に基づく予防接種麻疹ワクチン接種率	第1期97.7% 第2期94.7%(H29)	1期・2期 95%以上(毎年)

4 産業・エネルギー

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
31	県内企業BCP策定率(中小企業)	34.6%(H30)	50%(R6)
32	再生可能エネルギーの発電出力	1,129,551kW(H29)	増加させる(R6)
33	優先的に更新を要する工業用水道管路(全体延長約8km)更新整備延長(累計)	3.2km(H30)	6.1km(R6)

5 情報・通信

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
34	総合防災情報システムへのわかりやすい警戒レベルの表示	—	実施する(R2)

6 交通・物流

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
35	橋梁の耐震補強実施数(累計)	110橋(H30)	150橋(R6)
36	橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数(累計)	312橋(H30)	550橋(R6)
37	計画期間内に整備を完了する国道・県道の延長(R2~R6の累計)	—	50km(R6)
38	陸揚岸壁の耐震化施設数	8箇所(H30)	9箇所(R2)

7 農林水産

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
39	危険ため池の整備箇所数（累計）	1,606箇所(H30)	1,723箇所(R6)
40	地すべり防止施設の整備（累計）	23地区(H30)	28地区(R5)
41	農業用施設の長寿命化施設数（累計）	21箇所(H30)	31箇所(R5)
42	頭首工の改修（累計）	73箇所(H30)	86箇所(R5)
43	排水機場の改修整備（累計）	47箇所(H30)	54箇所(R5)
44	区画整理面積（累計）	23,092ha(H30)	23,400ha(R5)
45	水田高機能化面積（累計）	1,689ha(H30)	2,400ha(R5)
46	中山間地域等直接支払取組面積（年間）	12,011ha(H30)	12,000ha(R5)
47	多面的機能支払取組面積（年間）	21,114ha(H30)	23,000ha(R5)

8 国土保全・土地利用

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
48	治山ダム等の整備地区数(累計)	1,471地区(H30)	1,551地区(R4)
49	保安林指定面積（累計）	104,561ha(H30)	108,500ha(R4)
50	荒廃森林の整備面積（年間）	395ha(H30)	400ha(R4)
51	地籍調査進捗率	62.7%(H30)	増加させる(R6)

9 リスクコミュニケーション

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
52	自主防災組織活動カバー率	97.2%(H30)	向上させる(R6)

10 人材育成

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
53	災害医療コーディネーター数	12人(H30)	24人(R6)
54	建設産業の技術者・技能者の若年者比率	10.6%(H30)	12%(R6)

11 官民連携

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
55	災害時応援協定の締結協定数	117協定(H30)	増加させる(R6)
56	災害ボランティアセンターリーダー養成研修修了者数（累計）	226人(H29)	480人(R4)

12 老朽化対策

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
57	インフラ長寿命化計画(個別施設計画)策定数	25計画(H30)	28計画(R2)

2 取組の重点化

本県の国土強靱化を効率的・効果的に進めるため、計画期間（令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)）において取組の重点化を図る必要があります。

このため、「人の命を守る」「地域を守る」「産業を守る」の3つの観点から、本県が直面するリスクや地域特性等を踏まえ、優先度や緊急度を考慮して、以下の7つの取組を、県・市町・関係機関等が一体となって重点的に推進します。特に緊急に実施すべき防災・減災対策や社会基盤の整備は、平成30年(2018年)7月豪雨災害など大規模災害の発生を踏まえて策定された国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用し、集中的に実施します。

重点化した取組を進めることにより、「やまぐち維新プラン」に掲げる「災害に強い県づくり」を推進します。

◇大規模自然災害に備えた施設整備

災害から県民生活や経済活動を守る基盤となる、河川やダム、土砂災害防止施設、海岸保全施設等の公共土木施設等の整備を推進する。

◇生活・社会基盤の耐震化、老朽化対策

今後、発生が懸念される南海トラフ地震など、大規模な地震への備えを着実に進めるため、学校や道路、堤防など生活・社会基盤の耐震化を推進する。また、道路や港湾等の公共土木施設等の老朽化対策を推進する。

◇ライフライン・サプライチェーンの確保

大規模自然災害が発生しても、県民生活への影響を最小限に抑えるとともに、経済活動が継続できるよう、ライフラインやサプライチェーンの確保を図る。

◇石油コンビナート防災対策

瀬戸内のコンビナートを中心とする企業集積は、本県産業の屋台骨であり、大規模自然災害による災害の発生、拡大を防止するため、石油コンビナートの防災対策を推進する。

◇中山間地域における防災対策

県土の約7割を占め、人口減少・少子高齢化が進む中山間地域において、山地災害対策等のハード整備に加え、情報伝達体制の整備、救助救出活動の充実強化等、防災対策を推進する。

◇地域防災力の充実強化

災害から被害を最小限に抑えるためには、「自助」、「共助」の精神に基づく取組が重要であり、地域ぐるみの防災活動の促進等、地域防災力の充実強化を推進する。

◇防災・危機管理体制の充実強化

災害発生時の応急対策を迅速・的確に実施するため、防災情報システム等の機能強化や装備資機材の充実等、防災・危機管理体制の充実強化を図る。

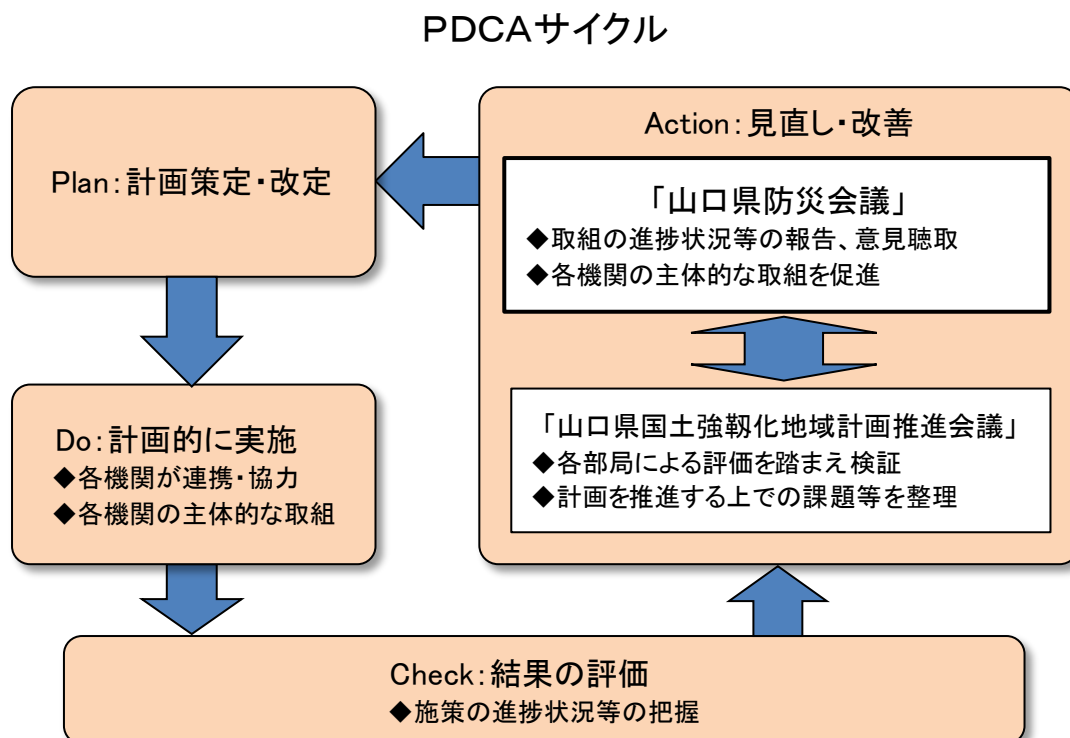
第5章 計画の着実な推進

1 計画の推進体制

国土強靱化は、県・市町・関係機関等が連携・協力し、一体となって取組を推進する必要があることから、毎年度、「山口県防災会議」に取組の進捗状況等を報告するとともに、各機関の主体的な取組を促進するなど、計画の着実な推進を図ります。

2 計画の進行管理

毎年度、重要業績評価指標（KPI）の達成状況や、数値では測れない定性的な取組状況も含め、施策の進捗状況等を、各部局で構成する「山口県国土強靱化地域計画推進会議」において把握し、検証を行った上で、「山口県防災会議」の意見等を踏まえ、必要に応じて、見直し、改善を行うなど、PDCAサイクルにより計画の進行管理を進めます。



【資料編】

- 別紙 1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果
- 別紙 2 施策分野ごとの脆弱性評価結果
- 別紙 3 改定経過
- 別紙 4 用語解説

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果**1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる****1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生****学校施設の耐震化**

- 学校施設は、児童生徒が日中の大半を過ごす場であり、災害時の避難場所となることも多いことから、設置者である市町及び学校法人等により、可能な限り早期に耐震化を完了する必要がある。

住宅・建築物等の耐震化**(住宅の耐震化)**

- 住宅の耐震化率は、74.3%(H25)と、全国水準(約82%、H25)を下回っていることから、住宅耐震診断・耐震改修への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

(大規模建築物の耐震化)

- 多数の者が利用する建築物等について、引き続き、耐震診断や耐震改修に対する支援を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。

災害拠点病院・社会福祉施設の耐震化

- 災害拠点病院及び救命救急センターのうち、すべての建物に耐震性のある病院の割合は、71.4%(H30)と、全国平均(90.7%:H30)を下回っており、大規模災害時の医療体制の確保を図るため、耐震化等を促進する必要がある。
- 社会福祉施設の耐震化率は、86.4%(H29)に改善しているものの、全国平均(90.3%:H29)を下回っており、災害時の入所者等の安全確保を図るため、耐震化を促進する必要がある。

道路の防災対策の推進**(橋梁の耐震補強)**

- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがある。耐震補強実施済み数は110橋であり、引き続き、耐震補強を推進する必要がある。

(道路の防災対策)

- 道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいが、対策完了箇所数は227箇所であり、引き続き、防災対策を推進する必要がある。

(市街地等の幹線道路の無電柱化)

- 電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいが、無電柱化整備済み延長は131kmであり、引き続き、無電柱化を推進する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

都市の防災機能の向上

(防災・減災のまちづくりの推進)

- 様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画区域マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。

(大規模盛土造成地マップの整備)

- 大規模盛土造成地に対する県民の防災意識醸成のためには、適切な情報提供が重要であり、大規模盛土造成地マップの、より効果的な周知方法について市町と連携して検討を行う必要がある。

住宅の防災対策の推進

(住宅の防火対策の推進)

- 住宅用火災警報器の設置率は、78.6%(H30、全国平均 81.6%)で、寝室等の条例に適合する全ての箇所への設置率は69.1%(H30、全国平均 66.5%)であることから、さらなる普及啓発を行う必要がある。
- 大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するため、感震ブレーカー等の設置を促す必要がある。

(空き家対策の推進)

- 県内の空き家率は17.6%(H30)で全国の空き家率13.6%(H30)を上回っており、今後も人口減少等により、さらに増加することが予想される。適切に管理されていない空き家の放置により発生している防災上の問題等を解決するため、空き家の利活用・適正管理を促進する必要がある。

文化財防災対策の促進

- 文化財建造物を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の特性に応じた防災対策を促進する必要がある。

多様な情報伝達手段の確保

- Lアラートと連携した県総合防災情報システムにおいて、迅速・的確に県民等に被害や避難勧告等防災情報を伝達できるよう努めているが、避難勧告等を発令する際に、避難行動に必要な警戒レベルをわかりやすく表示する必要がある。

【重要業績評価指標】

市町立小・中学校(1,626棟)の耐震化率 97.6%(H31)

市町立幼稚園(43棟)の耐震化率 93.0%(H31)

保育所(330棟)の耐震化率 70.6%(H28)

私立学校(349棟)の耐震化率 87.7%(H30)

すべての建物に耐震性のある災害拠点病院及び救命救急センターの割合 71.4%(H30)

社会福祉施設の耐震化率 86.4%(H29)

橋梁の耐震補強実施数(累計) 110橋(H30)

橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数(累計) 312橋(H30)

防災・減災対策を踏まえ改定した都市計画区域マスタープランの数 0都市計画区域(H30)

住宅用火災警報器の設置率 78.6%(H30)

火災予防条例に義務付けられた全ての箇所(寝室、階段等)への設置率 69.1%(H30)

空家等対策計画策定市町数 14市町(H30)

総合防災情報システムへのわかりやすい警戒レベルの表示

1-2) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

津波・高潮対策の推進

(海岸保全施設の整備)

- 台風時に高潮の影響を受けやすい地勢的な特徴を有しており、これまでたびたび大きな高潮被害に見舞われてきたことから、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。

(海岸堤防の整備・点検)

- 津波・高潮等から県民の生命や財産を守るため、海岸堤防の整備(計画高までの整備と耐震化)や防災施設(海岸堤防)の点検、点検結果に基づく対策を計画的に進める必要がある。

(高潮ハザードマップの整備)

- 平成27年(2015年)7月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、高潮浸水想定の見直しを行い、関係市町においても高潮ハザードマップを整備する必要がある。

道路の防災対策の推進

(橋梁の耐震補強)

- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがある。耐震補強実施済み数は110橋であり、引き続き、耐震補強を推進する必要がある。

(道路の防災対策)

- 道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいが、対策完了箇所数は 227 箇所であり、引き続き、防災対策を推進する必要がある。

(市街地等の幹線道路の無電柱化)

- 電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいが、無電柱化整備済み延長は 131km であり、引き続き、無電柱化を推進する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

住宅・建築物等の耐震化

(大規模建築物の耐震化)

- 多数の者が利用する建築物等について、引き続き、耐震診断や耐震改修に対する支援を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。

都市の防災機能の向上

(防災・減災のまちづくりの推進)

- 様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画区域マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。

要配慮者対策の促進

(避難行動要支援者対策の促進)

- 避難行動要支援者の適切な避難につながるよう、避難行動要支援者名簿の更新・拡充や名簿情報の共有や個別計画の策定などの市町の取組を促進する必要がある。
- 大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、引き続き検討を進める必要がある。

災害時の情報伝達の強化

(防災行政無線の耐災害性の強化)

- Y S N や民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、大規模自然災害に対する人工衛星、I o T、ビッグデータなど最新の科学技術を活用した防災情報の伝達・収集ができるよう、防災行政無線（衛星系・地上系）について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。

多様な情報伝達手段の確保

- Lアラートと連携した県総合防災情報システムにおいて、迅速・的確に県民等に被害や避難勧告等防災情報を伝達できるよう努めているが、避難勧告等を発令する際に、避難行動に必要な警戒レベルをわかりやすく表示する必要がある。

【重要業績評価指標】

橋梁の耐震補強実施数（累計） 110 橋 (H30)

橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数（累計） 312 橋 (H30)

防災・減災対策を踏まえ改定した都市計画区域マスタープランの数 0 都市計画区域 (H30)

総合防災情報システムへのわかりやすい警戒レベルの表示

1-3) 高潮など異常気象等による広域かつ長期的な浸水

津波・高潮対策の推進

（海岸保全施設の整備）

- 台風時に高潮の影響を受けやすい地勢的な特徴を有しており、これまでたびたび大きな高潮被害に見舞われてきたことから、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。

（海岸堤防の整備・点検）

- 津波・高潮等から県民の生命や財産を守るため、海岸堤防の整備（計画高までの整備と耐震化）や防災施設（海岸堤防）の点検、点検結果に基づく対策を計画的に進める必要がある。

（高潮ハザードマップの整備）

- 平成27年(2015年)7月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、高潮浸水想定の見直しを行い、関係市町においても高潮ハザードマップを整備する必要がある。

内水対策の促進

（下水道（雨水）の整備）

- 近年の豪雨の頻発・激甚化による浸水被害の軽減を図るため、下水道（雨水）の整備を引き続き進める必要がある。

（内水ハザードマップの整備）

- 策定済みの市町においては、住民のハザードマップ活用につながる訓練等の取組を促進し、未策定の市町については、簡易的なものを含め、内水ハザードマップの策定を促進する必要がある。

洪水対策の推進

(河川改修、ダム建設の推進)

- 近年では、平成30年(2018年)7月豪雨をはじめとして、10年間で5回も甚大な浸水被害が発生していることから、河川改修やダム建設を推進する必要がある。

(洪水ハザードマップの整備)

- 気候変動に伴い頻発・激甚化する水害に備え、引き続き、河川の監視体制の強化や住民等へ提供する防災情報の充実を図るため、近年の豪雨災害や市町の要望等を踏まえ、新たに水防警報河川を追加指定し、水位観測局の新設や洪水ハザードマップの作成支援等を実施する必要がある。
- 河川整備の計画規模の洪水を上回った場合でも、人命を守り、社会経済の壊滅的な被害をできる限り軽減するため、最悪の事態を想定し、想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域の公表や洪水ハザードマップの作成支援を進める必要がある。

都市の防災機能の向上

(防災・減災のまちづくりの推進)

- 様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画区域マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。

【重要業績評価指標】

防災・減災対策を踏まえ改定した都市計画区域マスタープランの数 0 都市計画区域(H30)

1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

農地防災の推進

- 本県のため池は、江戸時代に築造されたものが多く、老朽化しており、豪雨時に決壊し、下流の人家や公共用施設に被害を与えるおそれがあることから、ため池の改修や廃止等の対策に取り組んでいく必要がある。
- 地すべり防止区域の整備を進め、地すべりによる災害を未然に防ぐ必要がある。

山地災害対策の推進

(治山事業の推進)

- 治山ダム等の整備については着実に推進しているが、近年の局地的な豪雨により山地災害が多発しており、その復旧や未然防止のため、今後も計画的な整備を進める必要がある。

土砂災害対策の推進

(土砂災害防止施設の整備)

- 土砂災害を防止・軽減するため、土砂災害防止施設の整備を、危険性や緊急性の高い箇所から重点的・計画的に進める必要がある。

(土砂災害防止施設の老朽化対策)

- 老朽化による機能低下を防止し、土砂災害防止施設の所定の機能・性能を維持・確保するため、長寿命化計画に基づき適正に対策を実施する必要がある。

(住民参加型土砂災害ハザードマップの整備)

- 土砂災害からの適切な避難行動につながるよう住民の意識啓発を図るため、住民自らが作成する「住民参加型土砂災害ハザードマップ」の作成支援を行う必要がある。

都市の防災機能の向上

(防災・減災のまちづくりの推進)

- 様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画区域マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。

多様な情報伝達手段の確保

- Lアラートと連携した県総合防災情報システムにおいて、迅速・的確に県民等に被害や避難勧告等防災情報を伝達できるよう努めているが、避難勧告等を発令する際に、避難行動に必要な警戒レベルをわかりやすく表示する必要がある。

【重要業績評価指標】

危険ため池の整備箇所数（累計） 1,606箇所(H30)

地すべり防止施設の整備（累計） 23地区(H30)

治山ダム等の整備地区数（累計） 1,471地区(H30)

防災・減災対策を踏まえ改定した都市計画区域マスタープランの数 0都市計画区域(H30)

総合防災情報システムへのわかりやすい警戒レベルの表示

1-5) 情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

多様な情報伝達手段の確保

- Lアラートと連携した県総合防災情報システムにおいて、迅速・的確に県民等に被害や避難勧告等防災情報を伝達できるよう努めているが、避難勧告等を発令する際に、避難行動に必要な警戒レベルをわかりやすく表示する必要がある。

災害時の情報伝達の強化

(防災行政無線の耐災害性の強化)

- YSNや民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、大規模自然災害に対する人工衛星、IoT、ビッグデータなど最新の科学技術を活用した防災情報の伝達・収集ができるよう、防災行政無線（衛星系・地上系）について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。

(的確な情報の発信)

- 県管理の震度計及びこれらを集約する震度情報サーバの老朽化に伴い、計測震度の伝達ができなくなる恐れがあるため、設備の更新を計画的に推進する必要がある。

情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効率的な利活用をより一層充実させることが課題である。被災地の情報提供に係る負担を考慮すると、国や他の地方自治体等から派遣されたチームの活動には、素早い情報収集・整理が必要であり、そのためには災害対応に必要な情報を一元化して関係機関に共有する仕組みづくりを図る必要がある。

孤立防止のための情報伝達体制の整備

- 携帯不感地域の縮小に向け、通信事業者による整備を促進する必要がある。

要配慮者対策の促進

(避難行動要支援者対策の促進)

- 避難行動要支援者の適切な避難につながるよう、避難行動要支援者名簿の更新・拡充や名簿情報の共有や個別計画の策定などの市町の取組を促進する必要がある。
- 災害時には普段の生活では耳にしないう専門的な用語が多く用いられるため、外国人が情報を把握できるまでに時間がかかると言われていることから、外国人に向けた迅速かつ的確な災害情報の伝達を行うためには、外国語や外国人にも配慮した「やさしい日本語」を使用する等、外国人に伝わりやすい手法による情報伝達が可能な人材を把握・育成する必要がある。

交通安全施設の整備

- 災害時の停電による信号滅灯に起因する信号機の停止原因で発生する交通事故・渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備を行ってきたが、装置の老朽化による運用支障が懸念され、適切に更新する必要がある。

避難体制の整備

(避難体制の整備)

- 防災に関する情報を、確実な避難行動に繋げていくため、地域の災害リスクをあらかじめ把握し、地域で呼びかけあって避難する具体的な体制づくりを進めていく必要がある。

【重要業績評価指標】

総合防災情報システムへのわかりやすい警戒レベルの表示

災害時外国人サポーター登録者数 49人(H30)

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

応援協定の締結・拡充

- 災害時に生活必需品等の物資並びに緊急輸送手段を確保できるよう民間事業者と協定を締結し、流通備蓄による対策を進めており、平時から実効性のある運用に向けた取組を推進する必要がある。

上下水道施設等の耐震化等の促進

（水道施設の耐震化）

- 被災に伴う長期断水を防ぎ被害を最小限に抑えるため、水道施設の老朽化対策・耐震化を着実に推進する必要がある。

（応急給水体制の整備）

- 大規模な応急給水活動時においては多くの被災者に対し迅速な対応が求められるため、日本水道協会等における応急給水体制のさらなる充実及び強化を図る必要がある。

（ガス管の耐震化）

- 都市ガスのガス管について、耐震性・耐腐食性に優れたポリエチレン管等に更新し、埋設ガス管の耐震化を進める必要がある。

避難体制の整備

（避難体制の整備）

- 大規模災害に備え、行政主体の避難所運営ではなく、地域住民による自主的な避難所運営ができる体制を整える必要がある。

（避難所等の確保）

- 災害の種類や被災状況（施設の被災を含む）により、避難者数や収容者数は変わり、局所的に避難所・避難場所が不足する可能性もあることから、引き続き、市町は施設改修による追加など、指定避難所、緊急避難場所の指定促進等を図る必要がある。
- 予備的な公共施設、協定による民間施設の活用、近隣市町との相互受け入れ等により、収容先を確保する必要がある。

道路の防災対策の推進

（橋梁の耐震補強）

- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがある。耐震補強実施済み数は110橋であり、引き続き、耐震補強を推進する必要がある。

（道路の防災対策）

- 道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいが、対策完了箇所数は227箇所であり、引き続き、防災対策を推進する必要がある。

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

- 電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいが、無電柱化整備済み延長は131kmであり、引き続き、無電柱化を推進する必要がある。

（道路施設の老朽化対策）

- 道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

道路ネットワークの整備

- 災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、山陰道や下関北九州道路など、規格の高い道路をはじめとした幹線道路の整備を進める必要がある。
- 災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活道路の整備を進める必要がある。

港湾・空港施設の整備等

（港湾施設の整備）

- 大規模災害時において、緊急物資海上輸送基地として中核的な役割を担うことが求められており、大規模災害時でも港湾機能が確保できるよう耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。

（漁港施設の整備）

- 災害時の救援物資の荷揚げ場所や水産物の流通を確保するため、県営漁港のうち、防災拠点となる漁港及び産地市場を背後に有する漁港の岸壁等の耐震化を早期に整備する必要がある。
- 県管理の7漁港において、漁港ごとに、防波堤や岸壁等の施設の長寿命化のための個別施設計画に基づき、早急に対応が必要な施設から保全工事を着手する必要がある。

（空港施設の安全確保）

- 災害時の交通の確保や緊急輸送のため、施設等の安全性の確保に努める必要がある。

迅速な復旧・復興に向けた取組

（建設産業の担い手確保・育成）

- 県内建設産業は、災害時の応急・復旧対策を担う中核的存在として重要な役割を果たしているが、業者数及び就業者数ともに長年にわたって減少傾向が続いており、このままでは、いずれその役割を果たせなくなることが懸念されている。将来にわたって、建設産業がその役割を果たし続けるには、マンパワーの絶え間ない確保が何より重要であり、担い手の確保・育成に継続的に取り組んでいく必要がある。

【重要業績評価指標】

災害時応援協定の締結協定数 117 協定 (H30)

上水道の基幹管路総延長 (839.2km) のうち耐震適合性のある管の延長の割合
39.1% (H29)

指定避難所における避難所運営の手引き作成数 11 箇所 (H30)

橋梁の耐震補強実施数 (累計) 110 橋 (H30)

橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数 (累計) 312 橋 (H30)

建設産業の技術者・技能者の若年者比率 10.6% (H30)

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

孤立防止のための情報伝達体制の整備

- 携帯不感地域の縮小に向け、通信事業者による整備を促進する必要がある。
- 中山間地域が県土の約 7 割を占める本県では、災害時に孤立可能性のある小規模集落・高齢集落が多く存在することから、衛星携帯電話など多様な伝達手段の確保などに取り組む必要がある。

中山間地域の避難対策

- 中山間地域が県土の約 7 割を占める本県では、災害時に孤立可能性のある小規模集落・高齢集落が多く存在することから、道路の寸断等による孤立化に備え、空からの救助・救出や物資の輸送に対応できるよう、ヘリポートの確保などに取り組む必要がある。

道路の防災対策の推進

(橋梁の耐震補強)

- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがある。耐震補強実施済み数 110 橋であり、引き続き、耐震補強を推進する必要がある。

(道路の防災対策)

- 道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいが、対策完了箇所数は 227 箇所であり、引き続き、防災対策を推進する必要がある。

(市街地等の幹線道路の無電柱化)

- 電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいが、無電柱化整備済み延長は 131km であり、引き続き、無電柱化を推進する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

道路ネットワークの整備

- 災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、山陰道や下関北九州道路など、規格の高い道路をはじめとした幹線道路の整備を進める必要がある。
- 災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活道路の整備を進める必要がある。

山地災害対策の推進

(治山事業の推進)

- 治山ダム等の整備については着実に推進しているが、近年の局地的な豪雨により山地災害が多発しており、その復旧や未然防止のため、今後も計画的な整備を進める必要がある。

迅速な復旧・復興に向けた取組

(建設産業の担い手確保・育成)

- 県内建設産業は、災害時の応急・復旧対策を担う中核的存在として重要な役割を果たしているが、業者数及び就業者数ともに長年にわたって減少傾向が続いており、このままでは、いずれその役割を果たせなくなることが懸念されている。将来にわたって、建設産業がその役割を果たし続けるには、マンパワーの絶え間ない確保が何より重要であり、担い手の確保・育成に継続的に取り組んでいく必要がある。

【重要業績評価指標】

橋梁の耐震補強実施数（累計） 110 橋 (H30)

橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数（累計） 312 橋 (H30)

治山ダム等の整備地区数（累計） 1,471 地区 (H30)

建設産業の技術者・技能者の若年者比率 10.6% (H30)

2-3) 警察、消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

警察施設・消防施設の耐震化

(警察施設の耐震化)

- 災害対策の中核的な役割を担う警察施設としての機能を維持できなければ、防災対策はおろか、災害発生時における地域の防災拠点としての機能も果たせない。警察署を始め、幹部交番等にも範囲を拡大して、耐震化整備する必要がある。

(消防施設の耐震化)

- 救助・救急活動の中核的な役割を担う消防施設の機能を確保するため、消防本部や消防署等の耐震化を行う必要がある。

救助救出活動の充実強化

(ヘリコプターによる支援体制の整備)

- 消防防災ヘリコプターによる災害対応をより円滑に安全に実施するため、2人操縦体制を導入する必要がある。

(装備資機材の整備・高度化)

- 災害発生時の救出救助活動を迅速・的確に実施するため、警察・消防の装備資機材の整備・充実や、高度化を図る必要がある。

(警察通信システムの確保)

- 災害発生時、警察通信システムが機能停止とならないよう、警察本部の代替通信機能を維持するための通信機器の維持・点検を継続する必要がある。
- 警察通信システムを確保するため、非常時に無線中継所の機能維持を図る発動発電機燃料タンクの大容量化を行う必要がある。

警察・消防等の関係機関の連携強化

- 災害現場でのより円滑な救出・救助活動の実施を図るため、各種訓練の実施等により、警察、消防、自衛隊等の関係機関の連携強化を図る必要がある。

災害時の情報伝達の強化

(防災行政無線の耐災害性の強化)

- Y S Nや民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、大規模自然災害に対する人工衛星、I o T、ビッグデータなど最新の科学技術を活用した防災情報の伝達・収集ができるよう、防災行政無線（衛星系・地上系）について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。

消防職員・消防団員等の確保・育成

- 県消防学校等において、消防職員及び消防団員等の教育訓練を行っているが、複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、教育環境の整備を図る必要がある。
- 過疎化・高齢化や産業構造の変化により減少傾向にある消防団員を確保するため、市町に対し、団員の処遇や装備の改善を促すとともに、団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所表彰等を通じて消防団員の確保に取り組む必要がある。

交通安全施設の整備

- 災害時の停電による信号滅灯に起因する信号機の停止原因で発生する交通事故・渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備を行ってきたが、装置の老朽化による運用支障が懸念され、適切に更新する必要がある。

迅速な復旧・復興に向けた取組

(建設産業の担い手確保・育成)

- 県内建設産業は、災害時の応急・復旧対策を担う中核的存在として重要な役割を果たしているが、業者数及び就業者数ともに長年にわたって減少傾向が続いており、このままでは、いずれその役割を果たせなくなることが懸念されている。将来にわたって、建設産業がその役割を果たし続けるには、マンパワーの絶え間ない確保が何より重要であり、担い手の確保・育成に継続的に取り組んでいく必要がある。

【重要業績評価指標】

防災拠点となる公共施設等の耐震化率(県全体) 86.2%(H29)

消防防災ヘリコプター2人操縦体制 1人操縦体制(H30)

消防団員の条例定数(14,480人)に対する充足率 90.7%(H30)

建設産業の技術者・技能者の若年者比率 10.6%(H30)

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

応援協定の締結・拡充

- 広域応援体制整備を進めてきており、今後は、円滑な運用に向け、訓練等を通じて実効性を高めていく必要がある。

災害医療体制の充実

(災害医療に必要な電力等の確保)

- 災害による電力途絶時にも、災害拠点病院の機能を維持するため、非常用電源の十分な確保を図る必要がある。

道路の防災対策の推進

(橋梁の耐震補強)

- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがある。耐震補強実施済み数は110橋であり、引き続き、耐震補強を推進する必要がある。

(道路の防災対策)

- 道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいが、対策完了箇所数は227箇所であり、引き続き、防災対策を推進する必要がある。

(市街地等の幹線道路の無電柱化)

- 電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいが、無電柱化整備済み延長は131kmであり、引き続き、無電柱化を推進する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

【重要業績評価指標】

橋梁の耐震補強実施数（累計） 110 橋 (H30)

橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数（累計） 312 橋 (H30)

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

災害拠点病院・社会福祉施設の耐震化

- 災害拠点病院及び救命救急センターのうち、すべての建物に耐震性のある病院の割合は、71.4% (H30) と、全国平均(90.7%:H30)を下回っており、大規模災害時の医療体制の確保を図るため、耐震化等を促進する必要がある。
- 社会福祉施設の耐震化率は、86.4% (H29)に改善しているものの、全国平均(90.3% : H29)を下回っており、災害時の入所者等の安全確保を図るため、耐震化を促進する必要がある。

災害医療体制の充実

(災害拠点病院の体制強化)

- 災害時に、多数の傷病者に適切に医療を行うことができるよう、災害拠点病院を中心とする医療機関の連携体制を構築する必要がある。

(災害医療に必要な電力等の確保)

- 災害による電力途絶時にも、災害拠点病院の機能を維持するため、非常用電源の十分な確保を図る必要がある。

(広域医療搬送体制の充実)

- 県内の医療機関で対応不可能な傷病者を、他都道府県に搬送する必要がある場合に設置する航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の運営が円滑に行えるよう、定期的な訓練等の実施を通じて、DMAT・医療機関・消防機関等との連携強化を図る必要がある。

災害医療に係る人材の養成

(DMAT要員等の養成確保)

- 多数の負傷者が同時に発生し、医療機関の被災も想定される災害時において、迅速かつ適切な医療救護活動ができる体制を整備する必要がある。
- 被災した精神科病院を継続的に支援するため、災害派遣精神医療チーム（DPAT）先遣隊の業務を引き継ぐDPATチームを活動させることができる体制を整備する必要がある。

(処置拡大救急救命士の確保・養成)

- 大規模災害時の医師や看護師等の医療従事者の一時的な不足に対応するため、クラッシュ症候群等への対処が可能な処置拡大救急救命士を確保・養成する必要がある。

災害医療に携わる人材養成及び体制整備

- 災害発生時に医療救護活動を円滑に実施するため、様々な医療チームの派遣や患者の受入医療機関の確保の調整等を行う、職種を横断した人材養成や体制整備に取り組む必要がある。

災害医療に係る関係機関の連携強化

- 広域的かつ大規模な災害による多数の負傷者の応急処置、搬送等を適切に実施するため、防災関係機関、医療機関等の連携体制の強化が必要である。

要配慮者対策の促進

(避難行動要支援者対策の促進)

- 大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、引き続き検討を進める必要がある。

道路の防災対策の推進

(橋梁の耐震補強)

- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがある。耐震補強実施済み数は110橋であり、引き続き、耐震補強を推進する必要がある。

(道路の防災対策)

- 道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいが、対策完了箇所数は227箇所であり、引き続き、防災対策を推進する必要がある。

(市街地等の幹線道路の無電柱化)

- 電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいが、無電柱化整備済み延長は131kmであり、引き続き、無電柱化を推進する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

道路ネットワークの整備

- 災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、山陰道や下関北九州道路など、規格の高い道路をはじめとした幹線道路の整備を進める必要がある。
- 災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活道路の整備を進める必要がある。

住宅・建築物等の耐震化

(住宅の耐震化)

- 住宅の耐震化率は、74.3%(H25)と、全国水準(約82%、H25)を下回っていることから、住宅耐震診断・耐震改修への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

(大規模建築物の耐震化)

- 多数の者が利用する建築物等について、引き続き、耐震診断や耐震改修に対する支援を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。

都市の防災機能の向上

(防災・減災のまちづくりの推進)

- 様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画区域マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。

(大規模盛土造成地マップの整備)

- 大規模盛土造成地に対する県民の防災意識醸成のためには、適切な情報提供が重要であり、大規模盛土造成地マップの、より効果的な周知方法について市町と連携して検討を行う必要がある。

住宅の防災対策の推進

(空き家対策の推進)

- 県内の空き家率は17.6%(H30)で全国の空き家率13.6%(H30)を上回っており、今後も人口減少等により、さらに増加することが予想される。適切に管理されていない空き家の放置により発生している防災上の問題等を解決するため、空き家の利活用・適正管理を促進する必要がある。

【重要業績評価指標】

すべての建物に耐震性のある災害拠点病院及び救命救急センターの割合 71.4%(H30)

社会福祉施設の耐震化率 86.4%(H29)

災害拠点病院数 13 病院(H30)

DMA T チーム数 28 チーム(H30)

処置拡大救急救命士数 368 人(H30)

災害医療コーディネーター数 12 人(H30)

橋梁の耐震補強実施数(累計) 110 橋(H30)

橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数(累計) 312 橋(H30)

防災・減災対策を踏まえ改定した都市計画区域マスタープランの数 0 都市計画区域(H30)

空家等対策計画策定市町数 14 市町(H30)

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

感染症対策の推進

- 被災地において、感染症が発生・まん延しないよう集団免疫獲得のため、平時から定期の予防接種の対象者が確実に予防接種を受ける必要がある。

上下水道施設等の耐震化等の促進

(下水道機能の確保)

- 平成9年度(1997年度)以前に建設された重要な幹線管渠や処理場施設については、引き続き耐震化の促進が必要であるが、耐震化には費用や時間を要することから、災害時の機能停止を最小限の期間とするための下水道BCPによる備えが必要である。また、下水道BCPをより実効性のあるものとするためには、これに基づく訓練の実施や、国のマニュアル改訂等を踏まえた定期的な見直しが必要である。
- 下水道施設の老朽化に伴う機能停止が発生しないよう、計画的な改築・更新を進める必要がある。

【重要業績評価指標】

予防接種法に基づく予防接種麻しんワクチン接種率 第1期97.7% 第2期94.7%(H29)
下水道ストックマネジメント計画策定市町数 2市町(H30)

2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

避難体制の整備

(避難体制の整備)

- 大規模災害に備え、行政主体の避難所運営ではなく、地域住民による自主的な避難所運営ができる体制を整える必要がある。

(避難所等の確保)

- 災害の種類や被災状況(施設の被災を含む)により、避難者数や収容者数は変わり、局所的に避難所・避難場所が不足する可能性もあることから、引き続き、市町は施設改修による追加など、指定避難所、緊急避難場所の指定促進等を図る必要がある。
- 予備的な公共施設、協定による民間施設の活用、近隣市町との相互受け入れ等により、収容先を確保する必要がある。

【重要業績評価指標】

指定避難所における避難所運営の手引き作成数 11箇所(H30)

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

警察施設・消防施設の耐震化

(警察施設の耐震化)

- 災害対策の中核的な役割を担う警察施設としての機能を維持できなければ、防災対策はおろか、災害発生時における地域の防災拠点としての機能も果たせない。警察署を始め、幹部交番等にも範囲を拡大して、耐震化整備する必要がある。

救助救出活動の充実強化

(装備資機材の整備・高度化)

- 災害発生時の救助救出活動を迅速・的確に実施するため、警察・消防の装備資機材の整備・充実や、高度化を図る必要がある。

(警察通信システムの確保)

- 災害発生時、警察通信システムが機能停止とならないよう、警察本部の代替通信機能を維持するための通信機器の維持・点検を継続する必要がある。
- 警察通信システムを確保するため、非常時に無線中継所の機能維持を図る発動発電機燃料タンクの大容量化を行う必要がある。

警察本部代替施設の機能強化

- 災害対策の中核的な役割を担う警察本部としての機能を、代替施設に移転できなければ、防災対策ができない。警察活動に必要な通信機能をはじめ、110番通報の受理・指令機能や、電力を維持するための発動発電機燃料の備蓄等を整備する必要がある。

交通安全施設の整備

- 災害時の停電による信号滅灯に起因する信号機の停止原因で発生する交通事故・渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備を行ってきたが、装置の老朽化による運用支障が懸念され、適切に更新する必要がある。

【重要業績評価指標】

防災拠点となる公共施設等の耐震化率(県全体) 86.2%(H29)

信号機電源付加装置の整備箇所数 累計 116箇所(H30)

3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

交通安全施設の整備

- 災害時の停電による信号滅灯に起因する信号機の停止原因で発生する交通事故・渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備を行ってきたが、装置の老朽化による運用支障が懸念され、適切に更新する必要がある。

【重要業績評価指標】

信号機電源付加装置の整備箇所数 累計 116箇所(H30)

3-3) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

業務継続計画（BCP）の実効性に向けた取組

- 策定済みのBCPの見直しや、各所属における周知徹底など、実効性の確保に向けた取組を進める必要がある。

防災拠点となる公共施設等の強化

（防災拠点となる公共施設等の耐震化）

- 県、市町村庁舎をはじめとする公共施設は、災害対応の拠点となる重要な施設であり、引き続き、耐震化を推進する必要がある。

（防災拠点施設における電力の確保）

- 防災拠点施設における電力の確保が求められており、電力確保の手法の一つとして、引き続き、自立・分散型で災害に強い再生可能エネルギーの導入を促進する必要がある。

警察施設・消防施設の耐震化

（警察施設の耐震化）

- 災害対策の中核的な役割を担う警察施設としての機能を維持できなければ、防災対策はおろか、災害発生時における地域の防災拠点としての機能も果たせない。警察署を始め、幹部交番等にも範囲を拡大して、耐震化整備する必要がある。

（消防施設の耐震化）

- 救助・救急活動の中核的な役割を担う消防施設の機能を確保するため、消防本部や消防署等の耐震化を行う必要がある。

住宅・建築物等の耐震化

（住宅の耐震化）

- 住宅の耐震化率は、74.3%（H25）と、全国水準（約82%、H25）を下回っていることから、住宅耐震診断・耐震改修への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

（大規模建築物の耐震化）

- 多数の者が利用する建築物等について、引き続き、耐震診断や耐震改修に対する支援を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。

災害時の情報伝達の強化

（防災行政無線の耐災害性の強化）

- YSNや民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、大規模自然災害に対する人工衛星、IoT、ビッグデータなど最新の科学技術を活用した防災情報の伝達・収集ができるよう、防災行政無線（衛星系・地上系）について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。

業務継続計画（ICT-BCP）の推進

- 災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、点検・訓練等を実施し、計画の見直しを図るとともに、市町の計画策定を促進する必要がある。

道路の防災対策の推進

（橋梁の耐震補強）

- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがある。耐震補強実施済み数は110橋であり、引き続き、耐震補強を推進する必要がある。

（道路の防災対策）

- 道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいが、対策完了箇所数は227箇所であり、引き続き、防災対策を推進する必要がある。

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

- 電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいが、無電柱化整備済み延長は131kmであり、引き続き、無電柱化を推進する必要がある。

（道路施設の老朽化対策）

- 道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

道路ネットワークの整備

- 災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、山陰道や下関北九州道路など、規格の高い道路をはじめとした幹線道路の整備を進める必要がある。
- 災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活道路の整備を進める必要がある。

津波・高潮対策の推進

（海岸保全施設の整備）

- 台風時に高潮の影響を受けやすい地勢的な特徴を有しており、これまでたびたび大きな高潮被害に見舞われてきたことから、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。

洪水対策の推進

（河川改修、ダム建設の推進）

- 近年では、平成30年(2018年)7月豪雨をはじめとして、10年間で5回も甚大な浸水被害が発生していることから、河川改修やダム建設を推進する必要がある。

【重要業績評価指標】

防災拠点となる公共施設等の耐震化率(県全体) 86.2%(H29)

防災拠点の再生可能エネルギー普及率 9.7%(H29)

橋梁の耐震補強実施数(累計) 110橋(H30)

橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数(累計) 312橋(H30)

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

災害時の情報伝達の強化

(防災行政無線の耐災害性の強化)

- Y S Nや民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、大規模自然災害に対する人工衛星、I o T、ビッグデータなど最新の科学技術を活用した防災情報の伝達・収集ができるよう、防災行政無線(衛星系・地上系)について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。

業務継続計画(I C T-B C P)の推進

- 災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、点検・訓練等を実施し、計画の見直しを図るとともに、市町の計画策定を促進する必要がある。

救助救出活動の充実強化

(警察通信システムの確保)

- 災害発生時、警察通信システムが機能停止とならないよう、警察本部の代替通信機能を維持するための通信機器の維持・点検を継続する必要がある。
- 警察通信システムを確保するため、非常時に無線中継所の機能維持を図る発動発電機燃料タンクの大容量化を行う必要がある。

警察本部代替施設の機能強化

- 災害対策の中核的な役割を担う警察本部としての機能を、代替施設に移転できなければ、防災対策ができない。警察活動に必要な通信機能をはじめ、110番通報の受理・指令機能や、電力を維持するための発動発電機燃料の備蓄等を整備する必要がある。

通信事業者等の災害対応力強化

- 情報通信インフラについては、中継伝送路の冗長化・多ルート化や通信ビルの耐震化等を推進しているが、災害時に備え、避難施設等における通信手段を早期に確保する必要がある。

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により重要な情報が必要な者に伝達できない事態

多様な情報伝達手段の確保

- Lアラートと連携した県総合防災情報システムにおいて、迅速・的確に県民等に被害や避難勧告等防災情報を伝達できるよう努めているが、避難勧告等を発令する際に、避難行動に必要な警戒レベルをわかりやすく表示する必要がある。

通信事業者等の災害対応力強化

- 放送事業者においては、送信所の整備や予備電源設備等のバックアップ設備の整備など、災害時に放送中断がないよう放送体制の整備に取り組む必要がある。

【重要業績評価指標】

総合防災情報システムへのわかりやすい警戒レベルの表示

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

企業BCP策定の支援

- 策定していない中小企業について、引き続き策定支援を行うとともに、策定済の中小企業についても、関係企業と連携したBCPの策定等、内容の充実に向けた支援を行う必要がある。

道路の防災対策の推進

（橋梁の耐震補強）

- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがある。耐震補強実施済み数は110橋であり、引き続き、耐震補強を推進する必要がある。

（道路の防災対策）

- 道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいが、対策完了箇所数は227箇所であり、引き続き、防災対策を推進する必要がある。

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

- 電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいが、無電柱化整備済み延長は131kmであり、引き続き、無電柱化を推進する必要がある。

（道路施設の老朽化対策）

- 道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

道路ネットワークの整備

- 災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、山陰道や下関北九州道路など、規格の高い道路をはじめとした幹線道路の整備を進める必要がある。
- 災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活道路の整備を進める必要がある。

港湾・空港施設の整備等

(港湾施設の整備)

- 大規模災害時において、緊急物資海上輸送基地として中核的な役割を担うことが求められており、大規模災害時でも港湾機能が確保できるよう耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。
- 国際拠点港湾及び重要港湾において、大規模地震等により突発的な港湾運営環境の危機的事象が発生しても、港湾機能の低下を最小限に抑えられるよう、対応の方針、体制等を示すとともに、それを実現するための対策をとりまとめた「港湾事業継続計画」(港湾BCP)の策定が完了しており、脆弱性については一定の軽減が図られているが、計画の実効性を高める必要があることから、PDCAサイクルにより計画の継続的な改善に努める必要がある。

(漁港施設の整備)

- 災害時の救援物資の荷揚げ場所や水産物の流通を確保するため、県営漁港のうち、防災拠点となる漁港及び産地市場を背後に有する漁港の岸壁等の耐震化を早期に整備する必要がある。
- 県管理の7漁港において、漁港ごとに、防波堤や岸壁等の施設の長寿命化のための個別施設計画に基づき、早急に対応が必要な施設から保全工事を着手する必要がある。

(空港施設の安全確保)

- 災害時の交通の確保や緊急輸送のため、施設等の安全性の確保に努める必要がある。

津波・高潮対策の推進

(海岸保全施設の整備)

- 台風時に高潮の影響を受けやすい地勢的な特徴を有しており、これまでたびたび大きな高潮被害に見舞われてきたことから、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。

洪水対策の推進

(河川改修、ダム建設の推進)

- 近年では、平成30年(2018年)7月豪雨をはじめとして、10年間で5回も甚大な浸水被害が発生していることから、河川改修やダム建設を推進する必要がある。

【重要業績評価指標】

県内企業BCP策定率（中小企業） 34.6% (H30)

橋梁の耐震補強実施数（累計） 110 橋 (H30)

橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数（累計） 312 橋 (H30)

陸揚岸壁の耐震化施設数 8箇所 (H30)

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止

道路の防災対策の推進

（橋梁の耐震補強）

- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがある。耐震補強実施済み数は110橋であり、引き続き、耐震補強を推進する必要がある。

（道路の防災対策）

- 道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいが、対策完了箇所数は227箇所であり、引き続き、防災対策を推進する必要がある。

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

- 電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいが、無電柱化整備済み延長は131kmであり、引き続き、無電柱化を推進する必要がある。

（道路施設の老朽化対策）

- 道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

道路ネットワークの整備

- 災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、山陰道や下関北九州道路など、規格の高い道路をはじめとした幹線道路の整備を進める必要がある。
- 災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活道路の整備を進める必要がある。

津波・高潮対策の推進

（海岸保全施設の整備）

- 台風時に高潮の影響を受けやすい地勢的な特徴を有しており、これまでたびたび大きな高潮被害に見舞われてきたことから、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。

【重要業績評価指標】

橋梁の耐震補強実施数（累計） 110 橋 (H30)

橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数（累計） 312 橋 (H30)

5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

石油コンビナート防災対策の強化

(石油コンビナート防災体制の強化)

- 大規模自然災害による事故等の発生、拡大を防止するため、コンビナート保安・防災体制の強化を図る必要がある。
- コンビナート等防災計画の見直し・修正による各事業所における防災体制の強化、及び、コンビナート保安担当者会議等での事故情報や保安情報の共有による事故防止対策の推進を、継続的に図る必要がある。
- 石油コンビナート等総合防災訓練により、災害時における防災関係機関との連携による防災活動の習熟や、防災関係機関相互の協力体制の強化を、継続的に図る必要がある。

(石油コンビナート区域の耐震強化)

- 事故・災害が発生した場合に周辺への影響が大きい設備については、速やかに耐震性の向上を図る必要がある。

5-4) 基幹的交通ネットワークの機能停止

道路ネットワークの整備

- 災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、山陰道や下関北九州道路など、規格の高い道路をはじめとした幹線道路の整備を進める必要がある。
- 災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活道路の整備を進める必要がある。

道路の防災対策の推進

(橋梁の耐震補強)

- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがある。耐震補強実施済み数は110橋であり、引き続き、耐震補強を推進する必要がある。

(道路の防災対策)

- 道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいが、対策完了箇所数は227箇所であり、引き続き、防災対策を推進する必要がある。

(市街地等の幹線道路の無電柱化)

- 電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいが、無電柱化整備済み延長は131kmであり、引き続き、無電柱化を推進する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

港湾・空港施設の整備等

(港湾施設の整備)

- 大規模災害時において、緊急物資海上輸送基地として中核的な役割を担うことが求められており、大規模災害時でも港湾機能が確保できるよう耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。

(漁港施設の整備)

- 災害時の救援物資の荷揚げ場所や水産物の流通を確保するため、県営漁港のうち、防災拠点となる漁港及び産地市場を背後に有する漁港の岸壁等の耐震化を早期に整備する必要がある。
- 県管理の7漁港において、漁港ごとに、防波堤や岸壁等の施設の長寿命化のための個別施設計画に基づき、早急に対応が必要な施設から保全工事を着手する必要がある。

(空港施設の安全確保)

- 災害時の交通の確保や緊急輸送のため、施設等の安全性の確保に努める必要がある。

津波・高潮対策の推進

(海岸保全施設の整備)

- 台風時に高潮の影響を受けやすい地勢的な特徴を有しており、これまでたびたび大きな高潮被害に見舞われてきたことから、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。

洪水対策の推進

(河川改修、ダム建設の推進)

- 近年では、平成30年(2018年)7月豪雨をはじめとして、10年間で5回も甚大な浸水被害が発生していることから、河川改修やダム建設を推進する必要がある。

交通安全施設の整備

- 災害時の停電による信号滅灯に起因する信号機の停止原因で発生する交通事故・渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備を行ってきたが、装置の老朽化による運用支障が懸念され、適切に更新する必要がある。

【重要業績評価指標】

橋梁の耐震補強実施数（累計） 110 橋(H30)

橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数（累計） 312 橋(H30)

陸揚岸壁の耐震化施設数 8箇所(H30)

信号機電源付加装置の整備箇所数 累計116箇所(H30)

5-5) 食料等の安定供給の停滞

農業生産基盤の整備

- 区画が狭小で農道や水路が整備されていない農地は、被災を機に、耕作放棄地化するおそれがあることから、区画整理等を行い農業生産力を強化する必要がある。
- 畑作物の生産を拡大し、食料の安定供給を図るためには、水田の高機能化を進め、土地利用率を向上させる必要がある。
- 集落営農法人を中心とした営農の継続や集落機能の維持を図るためには、本県の7割を占める中山間地域への支援が必要である。
- 農業生産法人や土地改良区に加えて、自治会や子ども会などの非農家との連携を進めることによって活動組織を強化し、地域が一体となった農地や農業用施設の保全活動を推進する必要がある。

農地防災の推進

- 本県のため池は、江戸時代に築造されたものが多く、老朽化しており、豪雨時に決壊し、下流の人家や公共用施設に被害を与えるおそれがあることから、ため池の改修や廃止等の対策に取り組んでいく必要がある。
- 地すべり防止区域の整備を進め、地すべりによる災害を未然に防ぐ必要がある。
- 老朽化した農業用施設は、豪雨や地震時等に機能不全になり、農業生産が停滞するおそれがあることから、施設の修繕や更新等の長寿命化対策に取り組んでいく必要がある。
- 河川流水の流下を阻害している頭首工を改修し、豪雨等による災害を未然に防ぐ必要がある。
- 老朽化が進んでいる排水機場の改修等を行い、豪雨等による農地や人家・公共施設等の湛水を未然に防ぐ必要がある。

農業生産体制の強化

- 市町、農業団体、普及組織、試験研究機関等が連携し、高度かつ多様な技術課題に対応できる体制を整備し、普及指導活動を効率的に推進する必要がある。
- 需要の拡大に確実に対応し、効率的で持続的な経営が可能な法人等の経営体を核とした生産体制を強化するため、集落営農法人を重点対象とした機械・施設整備等低コストで効率的な生産体制を構築する必要がある。

救援物資の輸送等

- 陸上交通経路の遮断や、離島航路の不通等、最悪の事態発生時における物資の運搬等に備え、漁業調査船及び漁業取締船を活用する体制を整える必要がある。

道路ネットワークの整備

- 災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、山陰道や下関北九州道路など、規格の高い道路をはじめとした幹線道路の整備を進める必要がある。

- 災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活道路の整備を進める必要がある。

道路の防災対策の推進

(橋梁の耐震補強)

- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがある。耐震補強実施済み数は110橋であり、引き続き、耐震補強を推進する必要がある。

(道路の防災対策)

- 道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいが、対策完了箇所数は227箇所であり、引き続き、防災対策を推進する必要がある。

(市街地等の幹線道路の無電柱化)

- 電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいが、無電柱化整備済み延長は131kmであり、引き続き、無電柱化を推進する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

港湾・空港施設の整備等

(港湾施設の整備)

- 大規模災害時において、緊急物資海上輸送基地として中核的な役割を担うことが求められており、大規模災害時でも港湾機能が確保できるよう耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。

(漁港施設の整備)

- 災害時の救援物資の荷揚げ場所や水産物の流通を確保するため、県営漁港のうち、防災拠点となる漁港及び産地市場を背後に有する漁港の岸壁等の耐震化を早期に整備する必要がある。
- 県管理の7漁港において、漁港ごとに、防波堤や岸壁等の施設の長寿命化のための個別施設計画に基づき、早急に対応が必要な施設から保全工事を着手する必要がある。

(空港施設の安全確保)

- 災害時の交通の確保や緊急輸送のため、施設等の安全性の確保に努める必要がある。

【重要業績評価指標】

区画整理面積（累計） 23,092ha (H30)

水田高機能化面積（累計） 1,689ha (H30)

中山間地域等直接支払取組面積（年間） 12,011ha (H30)

多面的機能支払取組面積（年間） 21,114ha (H30)

危険ため池の整備箇所数（累計）	1,606箇所(H30)
地すべり防止施設の整備（累計）	23地区(H30)
農業用施設の長寿命化施設数（累計）	21箇所(H30)
頭首工の改修（累計）	73箇所(H30)
排水機場の改修整備（累計）	47箇所(H30)
橋梁の耐震補強実施数（累計）	110橋(H30)
橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数（累計）	312橋(H30)
陸揚岸壁の耐震化施設数	8箇所(H30)

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

電力の安定供給体制の確保

（電力の長期供給停止の防止）

- 太陽光発電を含む小規模再生可能エネルギー設備等が急増している現状を踏まえ、電気設備の自然災害に対する耐性評価、基準の整備等が、国において今後進められる。これらを踏まえ電気事業者は、発電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化を図る必要がある。

（県有発電施設の老朽化・耐震化対策等の推進）

- 発電所の老朽化が進んでおり、長期的な視点に立って更新を進めることが必要である。

（再生可能エネルギーの導入促進）

- エネルギー供給源の多様化のため、引き続き、太陽熱、森林バイオマス、小水力などの再生可能エネルギーの導入を促進する必要がある。

石油コンビナート防災対策の強化

（石油コンビナート防災体制の強化）

- 大規模自然災害による事故等の発生、拡大を防止するため、コンビナート保安・防災体制の強化を図る必要がある。
- コンビナート等防災計画の見直し・修正による各事業所における防災体制の強化、及び、コンビナート保安担当者会議等での事故情報や保安情報の共有による事故防止対策の推進を、継続的に図る必要がある。
- 石油コンビナート等総合防災訓練により、災害時における防災関係機関との連携による防災活動の習熟や、防災関係機関相互の協力体制の強化を、継続的に図る必要がある。

(石油コンビナート区域の耐震強化)

- 事故・災害が発生した場合に周辺への影響が大きい設備については、速やかに耐震性の向上を図る必要がある。

【重要業績評価指標】

再生可能エネルギーの発電出力 1, 129, 551kW (H29)

6-2) 上下水道等の長期間にわたる機能停止

上下水道施設等の耐震化等の促進

(下水道機能の確保)

- 平成9年度(1997年度)以前に建設された重要な幹線管渠や処理場施設については、引き続き耐震化の促進が必要であるが、耐震化には費用や時間を要することから、災害時の機能停止を最小限の期間とするための下水道BCPによる備えが必要である。また、下水道BCPをより実効性のあるものとするためには、これに基づく訓練の実施や、国のマニュアル改訂等を踏まえた定期的な見直しが必要である。
- 下水道施設の老朽化に伴う機能停止が発生しないよう、計画的な改築・更新を進める必要がある。

(水道施設の耐震化)

- 被災に伴う長期断水を防ぎ被害を最小限に抑えるため、水道施設の老朽化対策・耐震化を着実に推進する必要がある。
- 水道施設の耐震化には費用と時間を要することから、災害発生時における応急給水及び復旧体制を確保するため、市町が定めるBCP及び危機管理マニュアルに基づく訓練の実施が必要である。

(応急給水体制の整備)

- 大規模な応急給水活動時においては多くの被災者に対し迅速な対応が求められるため、日本水道協会等における応急給水体制のさらなる充実及び強化を図る必要がある。

工業用水道施設の耐震化等

- 管路をはじめとする施設の老朽化が急速に進行していく見込みとなっており、施設の健全性を確保することが必要である。

【重要業績評価指標】

下水道ストックマネジメント計画策定市町数 2市町(H30)

上水道の基幹管路総延長(839.2km)のうち耐震適合性のある管の延長の割合
39.1%(H29)

優先的に更新を要する工業用水道管路(全体延長約8km)の更新整備延長(累計)
3.2km(H30)

6-3) 地域交通ネットワークが分断する事態

道路ネットワークの整備

- 災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、山陰道や下関北九州道路など、規格の高い道路をはじめとした幹線道路の整備を進める必要がある。
- 災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活道路の整備を進める必要がある。

道路の防災対策の推進

(橋梁の耐震補強)

- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがある。耐震補強実施済み数は110橋であり、引き続き、耐震補強を推進する必要がある。

(道路の防災対策)

- 道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいが、対策完了箇所数は227箇所であり、引き続き、防災対策を推進する必要がある。

(市街地等の幹線道路の無電柱化)

- 電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいが、無電柱化整備済み延長は131kmであり、引き続き、無電柱化を推進する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

港湾・空港施設の整備等

(港湾施設の整備)

- 大規模災害時において、緊急物資海上輸送基地として中核的な役割を担うことが求められており、大規模災害時でも港湾機能が確保できるよう耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。

(漁港施設の整備)

- 災害時の救援物資の荷揚げ場所や水産物の流通を確保するため、県営漁港のうち、防災拠点となる漁港及び産地市場を背後に有する漁港の岸壁等の耐震化を早期に整備する必要がある。
- 県管理の7漁港において、漁港ごとに、防波堤や岸壁等の施設の長寿命化のための個別施設計画に基づき、早急に対応が必要な施設から保全工事を着手する必要がある。

(空港施設の安全確保)

- 災害時の交通の確保や緊急輸送のため、施設等の安全性の確保に努める必要がある。

津波・高潮対策の推進

(海岸保全施設の整備)

- 台風時に高潮の影響を受けやすい地勢的な特徴を有しており、これまでたびたび大きな高潮被害に見舞われてきたことから、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。

交通安全施設の整備

- 災害時の停電による信号滅灯に起因する信号機の停止原因で発生する交通事故・渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備を行ってきたが、装置の老朽化による運用支障が懸念され、適切に更新する必要がある。

【重要業績評価指標】

橋梁の耐震補強実施数（累計） 110 橋 (H30)

橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数（累計） 312 橋 (H30)

陸揚岸壁の耐震化施設数 8 箇所 (H30)

信号機電源付加装置の整備箇所数 累計 116 箇所 (H30)

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 市街地での大規模火災の発生

都市の防災機能の向上

(防災・減災のまちづくりの推進)

- 様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画区域マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。

(都市施設の整備)

- 各市町において取組が進んでいるものの、引き続き、市町と連携して市街地における街路や公園等の整備を含めた面的整備を進める必要がある。

住宅・建築物等の耐震化

(住宅の耐震化)

- 住宅の耐震化率は、74.3% (H25) と、全国水準(約 82%、H25)を下回っていることから、住宅耐震診断・耐震改修への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

(大規模建築物の耐震化)

- 多数の者が利用する建築物等について、引き続き、耐震診断や耐震改修に対する支援を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。

住宅の防災対策の推進

(住宅の防火対策の推進)

- 住宅用火災警報器の設置率は、78.6%(H30、全国平均 81.6%)で、寝室等の条例に適合する全ての箇所への設置率は69.1%(H30、全国平均 66.5%)であることから、さらなる普及啓発を行う必要がある。
- 大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するため、感震ブレーカー等の設置を促す必要がある。

(空き家対策の推進)

- 県内の空き家率は17.6%(H30)で全国の空き家率13.6%(H30)を上回っており、今後も人口減少等により、さらに増加することが予想される。適切に管理されていない空き家の放置により発生している防災上の問題等を解決するため、空き家の利活用・適正管理を促進する必要がある。

【重要業績評価指標】

防災・減災対策を踏まえ改定した都市計画区域マスタープランの数 0 都市計画区域(H30)

住宅用火災警報器の設置率 78.6%(H30)

火災予防条例に義務付けられた全ての箇所(寝室、階段等)への設置率 69.1%(H30)

空家等対策計画策定市町数 14 市町(H30)

7-2) 有害物質の大規模拡散・流出や海上・臨海部の広域複合災害の発生

有害物質対策の推進

- 災害時の有害物質の生活環境への排出を防止するため、事業者に対して、有害物質の使用・保管管理及び、流出・拡散防止や汚染物質の除去など防災対策の徹底を促す必要がある。

石油コンビナート防災対策の強化

(石油コンビナート防災体制の強化)

- 大規模自然災害による事故等の発生、拡大を防止するため、コンビナート保安・防災体制の強化を図る必要がある。
- コンビナート等防災計画の見直し・修正による各事業所における防災体制の強化、及び、コンビナート保安担当者会議等での事故情報や保安情報の共有による事故防止対策の推進を、継続的に図る必要がある。
- 石油コンビナート等総合防災訓練により、災害時における防災関係機関との連携による防災活動の習熟や、防災関係機関相互の協力体制の強化を、継続的に図る必要がある。

(石油コンビナート区域の耐震強化)

- 事故・災害が発生した場合に周辺への影響が大きい設備については、速やかに耐震性の向上を図る必要がある。

津波・高潮対策の推進

(海岸保全施設の整備)

- 台風時に高潮の影響を受けやすい地勢的な特徴を有しており、これまでたびたび大きな高潮被害に見舞われてきたことから、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。

(海岸堤防の整備・点検)

- 津波・高潮等から県民の生命や財産を守るため、海岸堤防の整備（計画高までの整備と耐震化）や防災施設（海岸堤防）の点検、点検結果に基づく対策を計画的に進める必要がある。

(高潮ハザードマップの整備)

- 平成27年(2015年)7月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、高潮浸水想定の見直しを行い、関係市町においても高潮ハザードマップを整備する必要がある。

【重要業績評価指標】

環境基準の達成率

大気(二酸化硫黄、二酸化窒素) 100%(H29)

水質(人の健康の保護に関する項目) 100%(H29)

7-3) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

農地防災の推進

- 本県のため池は、江戸時代に築造されたものが多く、老朽化しており、豪雨時に決壊し、下流の人家や公共施設に被害を与えるおそれがあることから、ため池の改修や廃止等の対策に取り組んでいく必要がある。
- 老朽化した農業用施設は、豪雨や地震時等に機能不全になり、農業生産が停滞するおそれがあることから、施設の修繕や更新等の長寿命化対策に取り組んでいく必要がある。

津波・高潮対策の推進

(海岸堤防の整備・点検)

- 津波・高潮等から県民の生命や財産を守るため、海岸堤防の整備（計画高までの整備と耐震化）や防災施設（海岸堤防）の点検、点検結果に基づく対策を計画的に進める必要がある。

洪水対策の推進

(河川管理施設の耐震化)

- 耐震対策優先区間は、背後の地盤高が低く、地震により堤防が沈下すれば、大潮時に海水が越えて甚大な浸水被害が発生するおそれがあり、対策を推進する必要がある。

(河川管理施設の老朽化対策)

- 排水機場及びダムの老朽化が進んでおり、長寿命化計画に基づき、計画的に対策を進める必要がある。

土砂災害対策の推進

(土砂災害防止施設の老朽化対策)

- 老朽化による機能低下を防止し、土砂災害防止施設の所定の機能・性能を維持・確保するため、長寿命化計画に基づき適正に対策を実施する必要がある。

山地災害対策の推進

(治山事業の推進)

- 治山ダム等の整備については着実に推進しているが、近年の局地的な豪雨により山地災害が多発しており、その復旧や未然防止のため、今後も計画的な整備を進める必要がある。

【重要業績評価指標】

- 危険ため池の整備箇所数（累計） 1,606箇所(H30)
- 農業用施設の長寿命化施設数（累計） 21箇所(H30)
- 治山ダム等の整備地区数（累計） 1,471地区(H30)

7-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

山地災害対策の推進

(治山事業の推進)

- 治山ダム等の整備については着実に推進しているが、近年の局地的な豪雨により山地災害が多発しており、その復旧や未然防止のため、今後も計画的な整備を進める必要がある。

(保安林指定の推進)

- 水源のかん養や山地災害防止など森林の有する公益的機能を発揮させるため、保安林指定については着実に推進してきている。今後も、ダム上流や砂防指定地上流において重要な役割を果たしている森林等について計画的に保安林指定を進めていく必要がある。

(荒廃森林の整備)

- 奥山等の荒廃した森林の公益的機能の回復を図るため、荒廃森林の整備を着実に推進している。今後も、人工林の間伐や繁茂竹林の伐採等により、森林の有する公益的機能の回復を推進していく必要がある。

農業生産基盤の整備

- 農業生産法人や土地改良区に加えて、自治会や子ども会などの非農家との連携を進めることによって活動組織を強化し、地域が一体となった農地や農業用施設の保全活動を推進する必要がある。

【重要業績評価指標】

治山ダム等の整備地区数（累計） 1,471 地区(H30)

保安林指定面積（累計） 104,561ha(H30)

荒廃森林の整備面積（年間） 395ha(H30)

多面的機能支払取組面積（年間） 21,114ha(H30)

7-5) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響**的確な情報の発信**

- 災害発生時に、関係機関とも連携しながら、多様な伝達手段を用いて正しい情報を的確に発信する必要がある。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する**8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態****災害廃棄物処理対策の推進**

- 近年、大規模の自然災害等が頻発する中、災害発生時に備え全市町が災害廃棄物処理計画を策定するなど、災害廃棄物の処理体制の構築を図る必要がある。
- 災害廃棄物を迅速・適正に処理するために、国、県、市町、関係団体、事業者等の連携・協力が必要である。

【重要業績評価指標】

災害廃棄物処理計画の策定市町数 7市町(H30)

8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態**迅速な復旧・復興に向けた取組****（建設産業の担い手確保・育成）**

- 県内建設産業は、災害時の応急・復旧対策を担う中核的存在として重要な役割を果たしているが、業者数及び就業者数ともに長年にわたって減少傾向が続いており、このままでは、いずれその役割を果たせなくなることが懸念されている。将来にわたって、建設産業がその役割を果たし続けるには、マンパワーの絶え間ない確保が何より重要であり、担い手の確保・育成に継続的に取り組んでいく必要がある。

応援協定の締結・拡充

- 広域応援体制整備を進めてきており、今後は、円滑な運用に向け、訓練等を通じて実効性を高めていく必要がある。

【重要業績評価指標】

建設産業の技術者・技能者の若年者比率 10.6%(H30)

8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

消防職員・消防団員等の確保・育成

- 過疎化・高齢化や産業構造の変化により減少傾向にある消防団員を確保するため、市町に対し、団員の処遇や装備の改善を促すとともに、団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所表彰等を通じて消防団員の確保に取り組む必要がある。

地域防災力の充実強化

(地域ぐるみの防災活動の促進)

- 地域における防災活動を促進するため、各市町で図上訓練、実働訓練の実施や地域ぐるみによる防災活動の取組支援など、市町と連携して、地域防災力の充実・強化に努める必要がある。

警察施設・消防施設の耐震化

(警察施設の耐震化)

- 災害対策の中核的な役割を担う警察施設としての機能を維持できなければ、防災対策はおろか、災害発生時における地域の防災拠点としての機能も果たせない。警察署を始め、幹部交番等にも範囲を拡大して、耐震化整備する必要がある。

(消防施設の耐震化)

- 救助・救急活動の中核的な役割を担う消防施設の機能を確保するため、消防本部や消防署等の耐震化を行う必要がある。

救助救出活動の充実強化

(装備資機材の整備・高度化)

- 災害発生時の救助救出活動を迅速・的確に実施するため、警察・消防の装備資機材の整備・充実や、高度化を図る必要がある。

警察・消防等の関係機関の連携強化

- 災害現場でのより円滑な救出・救助活動の実施を図るため、各種訓練の実施等により、警察、消防、自衛隊等の関係機関の連携強化を図る必要がある。

【重要業績評価指標】

消防団員の条例定数(14,480人)に対する充足率 90.7%(H30)

自主防災組織活動カバー率 97.2%(H30)

防災拠点となる公共施設等の耐震化率(県全体) 86.2%(H29)

8-4) 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

道路ネットワークの整備

- 災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、山陰道や下関北九州道路など、規格の高い道路をはじめとした幹線道路の整備を進める必要がある。
- 災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活道路の整備を進める必要がある。

道路の防災対策の推進

(橋梁の耐震補強)

- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがある。耐震補強実施済み数は110橋であり、引き続き、耐震補強を推進する必要がある。

(道路の防災対策)

- 道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいが、対策完了箇所数は227箇所であり、引き続き、防災対策を推進する必要がある。

(市街地等の幹線道路の無電柱化)

- 電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいが、無電柱化整備済み延長は131kmであり、引き続き、無電柱化を推進する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

港湾・空港施設の整備等

(港湾施設の整備)

- 大規模災害時において、緊急物資海上輸送基地として中核的な役割を担うことが求められており、大規模災害時でも港湾機能が確保できるよう耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。
- 大規模災害時の緊急物資海上輸送基地として中核的な役割を担う港湾において、施設の老朽化により、大規模災害時に必要な港湾の機能を発揮できないおそれがあることから、予防保全計画に基づき、施設の老朽化対策を進める必要がある。

(漁港施設の整備)

- 災害時の救援物資の荷揚げ場所や水産物の流通を確保するため、県営漁港のうち、防災拠点となる漁港及び産地市場を背後に有する漁港の岸壁等の耐震化を早期に整備する必要がある。
- 県管理の7漁港において、漁港ごとに、防波堤や岸壁等の施設の長寿命化のための個別施設計画に基づき、早急に対応が必要な施設から保全工事を着手する必要がある。

（空港施設の安全確保）

- 災害時の交通の確保や緊急輸送のため、施設等の安全性の確保に努める必要がある。

交通安全施設の整備

- 災害時の停電による信号滅灯に起因する信号機の停止原因で発生する交通事故・渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備を行ってきたが、装置の老朽化による運用支障が懸念され、適切に更新する必要がある。

迅速な復旧・復興に向けた取組

（地籍調査の促進）

- 地籍調査は、正確な土地の基礎的情報（境界・面積等）の明確化を通じて、事前防災対策の推進や被災後の復旧・復興事業の迅速化に寄与するものであり、引き続き、地籍整備を促進する必要がある。

【重要業績評価指標】

橋梁の耐震補強実施数（累計） 110 橋 (H30)

橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数（累計） 312 橋 (H30)

陸揚岸壁の耐震化施設数 8 箇所 (H30)

信号機電源付加装置の整備箇所数 累計 116 箇所 (H30)

地籍調査進捗率 62.7% (H30)

8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

内水対策の促進

（下水道（雨水）の整備）

- 近年の豪雨の頻発・激甚化による浸水被害の軽減を図るため、下水道（雨水）の整備を引き続き進める必要がある。

（内水ハザードマップの整備）

- 策定済みの市町においては、住民のハザードマップ活用につながる訓練等の取組を促進し、未策定の市町については、簡易的なものを含め、内水ハザードマップの策定を促進する必要がある。

津波・高潮対策の推進

（海岸保全施設の整備）

- 台風時に高潮の影響を受けやすい地勢的な特徴を有しており、これまでたびたび大きな高潮被害に見舞われてきたことから、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。

(海岸堤防の整備・点検)

- 津波・高潮等から県民の生命や財産を守るため、海岸堤防の整備（計画高までの整備と耐震化）や防災施設（海岸堤防）の点検、点検結果に基づく対策を計画的に進める必要がある。

(高潮ハザードマップの整備)

- 平成27年(2015年)7月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、高潮浸水見直しを行い、関係市町においても高潮ハザードマップを整備する必要がある。

8-6) 貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失

文化財防災対策の促進

- 現時点においても、過疎化・少子高齢化の進行により、既に無形民俗文化財の存続が危ぶまれるものが多く、災害を受けた際に消滅する可能性があることから、映像等の記録保存を促進する必要がある。
- 未指定文化財の把握が進んでいない市町も多いことから、把握を促進する必要がある。
- 文化財建造物を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の特性に応じた防災対策を促進する必要がある。
- 市町や民間団体（ヘリテージマネージャーや県建築士会）等との連携を進めるなど、災害時の予めの受援体制の一層の整備が必要である。

8-7) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

迅速な復旧・復興に向けた取組

(応急仮設住宅の迅速な供与)

- 想定される最大の被害に基づく応急仮設住宅の必要戸数の建設に必要な面積が十分に確保できておらず、引き続き建設候補地の新規選定が必要である。また、平常時から市町や関係団体と連携して、応急仮設住宅の供与に向けた検討・調整をしておく必要がある。

施策分野ごとの脆弱性評価結果

(個別施策分野)

1) 行政機能／警察・消防等／防災教育等

《行政機能》

防災拠点となる公共施設等の強化

(防災拠点となる公共施設等の耐震化)

- 県、市町村庁舎をはじめとする公共施設は、災害対応の拠点となる重要な施設であり、引き続き、耐震化を推進する必要がある。

(防災拠点施設における電力の確保)

- 防災拠点施設における電力の確保が求められており、電力確保の手法の一つとして、引き続き、自立・分散型で災害に強い再生可能エネルギーの導入を促進する必要がある。

業務継続計画（BCP）の実効性に向けた取組

- 策定済みのBCPの見直しや、各所属における周知徹底など、実効性の確保に向けた取組を進める必要がある。

応援協定の締結・拡充

- 広域応援体制整備を進めてきており、今後は、円滑な運用に向け、訓練等を通じて実効性を高めていく必要がある。

避難体制の整備

(避難体制の整備)

- 大規模災害に備え、行政主体の避難所運営ではなく、地域住民による自主的な避難所運営ができる体制を整える必要がある。
- 防災に関する情報を、確実な避難行動に繋げていくため、地域の災害リスクをあらかじめ把握し、地域で呼びかけあって避難する具体的な体制づくりを進めていく必要がある。

(避難所等の確保)

- 災害の種類や被災状況（施設の被災を含む）により、避難者数や収容者数は変わり、局所的に避難所・避難場所が不足する可能性もあることから、引き続き、市町は施設改修による追加など、指定避難所、緊急避難場所の指定促進等を図る必要がある。
- 予備的な公共施設、協定による民間施設の活用、近隣市町との相互受け入れ等により、収容先を確保する必要がある。

中山間地域の避難対策

- 中山間地域が県土の約 7 割を占める本県では、災害時に孤立可能性のある小規模集落・高齢集落が多く存在することから、道路の寸断等による孤立化に備え、空からの救助・救出や物資の輸送に対応できるよう、ヘリポートの確保などに取り組む必要がある。

【重要業績評価指標】

- 防災拠点となる公共施設等の耐震化率(県全体) 86.2%(H29)
- 防災拠点の再生可能エネルギー普及率 9.7%(H29)
- 指定避難所における避難所運営の手引き作成数 11箇所(H30)

《警察・消防》

警察施設・消防施設の耐震化

(警察施設の耐震化)

- 災害対策の中核的な役割を担う警察施設としての機能を維持できなければ、防災対策はおろか、災害発生時における地域の防災拠点としての機能も果たせない。警察署を始め、幹部交番等にも範囲を拡大して、耐震化整備する必要がある。

(消防施設の耐震化)

- 救助・救急活動の中核的な役割を担う消防施設の機能を確保するため、消防本部や消防署等の耐震化を行う必要がある。

警察本部代替施設の機能強化

- 災害対策の中核的な役割を担う警察本部としての機能を、代替施設に移転できなければ、防災対策ができない。警察活動に必要な通信機能をはじめ、110番通報の受理・指令機能や、電力を維持するための発動発電機燃料の備蓄等を整備する必要がある。

救助救出活動の充実強化

(ヘリコプターによる支援体制の整備)

- 消防防災ヘリコプターによる災害対応をより円滑に安全に実施するため、2人操縦体制を導入する必要がある。

(装備資機材の整備・高度化)

- 災害発生時の救出救助活動を迅速・的確に実施するため、警察・消防の装備資機材の整備・充実や、高度化を図る必要がある。

(警察通信システムの確保)

- 災害発生時、警察通信システムが機能停止とならないよう、警察本部の代替通信機能を維持するための通信機器の維持・点検を継続する必要がある。
- 警察通信システムを確保するため、非常時に無線中継所の機能維持を図る発動発電機燃料タンクの大容量化を行う必要がある。

交通安全施設の設備

- 災害時の停電による信号滅灯に起因する信号機の停止原因で発生する交通事故・渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備を行ってきたが、装置の老朽化による運用支障が懸念され、適切に更新する必要がある。

警察・消防等の関係機関の連携強化

- 災害現場でのより円滑な救出・救助活動の実施を図るため、各種訓練の実施等により、警察、消防、自衛隊等の関係機関の連携強化を図る必要がある。

消防職員・消防団員等の確保・育成

- 県消防学校等において、消防職員及び消防団員等の教育訓練を行っているが、複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、教育環境の整備を図る必要がある。
- 過疎化・高齢化や産業構造の変化により減少傾向にある消防団員を確保するため、市町に対し、団員の処遇や装備の改善を促すとともに、団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所表彰等を通じて消防団員の確保に取り組む必要がある。

【重要業績評価指標】

防災拠点となる公共施設等の耐震化率(県全体) 86.2%(H29)
消防防災ヘリコプター2人操縦体制 1人操縦体制(H30)
信号機電源付加装置の整備箇所数 累計116箇所(H30)
消防団員の条例定数(14,480人)に対する充足率 90.7%(H30)

《防災教育等》

防災教育等

- 「防災教育テキスト」の活用や「危険予測学習」の実施を促進するとともに、日時等を事前に告げない避難訓練や実際の災害に即した避難訓練のさらなる普及、専門家による防災出前授業の実施など、防災教育の一層の充実を図り、子どもたちが自らの命を自ら守るために主体的に行動できる力の育成(自助)や自分の安全を確保した上で周囲の人や社会の安全に貢献できる力の育成(共助・公助)をする必要がある。

【重要業績評価指標】

防災教育テキストの活用率 81.7%(H30)
危険予測学習の実施率 83.6%(H30)
日時等を事前に告げない避難訓練の実施率 56.9%(H30)

2) 住宅・都市／環境

《住宅・都市》

学校施設の耐震化

- 学校施設は、児童生徒が日中の大半を過ごす場であり、災害時の避難場所となることも多いことから、設置者である市町及び学校法人等により、可能な限り早期に耐震化を完了する必要がある。

住宅・建築物等の耐震化

(住宅の耐震化)

- 住宅の耐震化率は、74.3%(H25)と、全国水準(約82%、H25)を下回っていることから、住宅耐震診断・耐震改修への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

(大規模建築物の耐震化)

- 多数の者が利用する建築物等について、引き続き、耐震診断や耐震改修に対する支援を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。

都市の防災機能の向上

(防災・減災のまちづくりの推進)

- 様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画区域マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。

(都市施設の整備)

- 各市町において取組が進んでいるものの、引き続き、市町と連携して市街地における街路や公園等の整備を含めた面的整備を進める必要がある。

(大規模盛土造成地マップの整備)

- 大規模盛土造成地に対する県民の防災意識醸成のためには、適切な情報提供が重要であり、大規模盛土造成地マップの、より効果的な周知方法について市町と連携して検討を行う必要がある。

住宅の防災対策の推進

(住宅の防火対策の推進)

- 住宅用火災警報器の設置率は、78.6%(H30、全国平均81.6%)で、寝室等の条例に適合する全ての箇所への設置率は69.1%(H30、全国平均66.5%)であることから、さらなる普及啓発を行う必要がある。
- 大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するため、感震ブレーカー等の設置を促す必要がある。

(空き家対策の推進)

- 県内の空き家率は17.6%(H30)で全国の空き家率13.6%(H30)を上回っており、今後も人口減少等により、さらに増加することが予想される。適切に管理されていない空き家の放置により発生している防災上の問題等を解決するため、空き家の利活用・適正管理を促進する必要がある。

文化財防災対策の促進

- 現時点においても、過疎化・少子高齢化の進行により、既に無形民俗文化財の存続が危ぶまれるものが多く、災害を受けた際に消滅する可能性があることから、映像等の記録保存を促進する必要がある。
- 未指定文化財の把握が進んでいない市町も多いことから、把握を促進する必要がある。
- 文化財建造物を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の特性に応じた防災対策を促進する必要がある。
- 市町や民間団体(ヘリテージマネージャーや県建築士会)等との連携を進めるなど、災害時の予めの受援体制の一層の整備が必要である。

内水対策の促進

(下水道(雨水)の整備)

- 近年の豪雨の頻発・激甚化による浸水被害の軽減を図るため、下水道(雨水)の整備を引き続き進める必要がある。

(内水ハザードマップの整備)

- 策定済みの市町においては、住民のハザードマップ活用につながる訓練等の取組を促進し、未策定の市町については、簡易的なものを含め、内水ハザードマップの策定を促進する必要がある。

上下水道施設等の耐震化等の促進

(下水道機能の確保)

- 平成9年度(1997年度)以前に建設された重要な幹線管渠や処理場施設については、引き続き耐震化の促進が必要であるが、耐震化には費用や時間を要することから、災害時の機能停止を最小限の期間とするための下水道BCPによる備えが必要である。また、下水道BCPをより実効性のあるものとするためには、これに基づく訓練の実施や、国のマニュアル改訂等を踏まえた定期的な見直しが必要である。
- 下水道施設の老朽化に伴う機能停止が発生しないよう、計画的な改築・更新を進める必要がある。

(水道施設の耐震化)

- 被災に伴う長期断水を防ぎ被害を最小限に抑えるため、水道施設の老朽化対策・耐震化を着実に推進する必要がある。

- 水道施設の耐震化には費用と時間を要することから、災害発生時における応急給水及び復旧体制を確保するため、市町が定めるBCP及び危機管理マニュアルに基づく訓練の実施が必要である。

(ガス管の耐震化)

- 都市ガスのガス管について、耐震性・耐腐食性に優れたポリエチレン管等に更新し、埋設ガス管の耐震化を進める必要がある。

(応急給水体制の整備)

- 大規模な応急給水活動時においては多くの被災者に対し迅速な対応が求められるため、日本水道協会等における応急給水体制のさらなる充実及び強化を図る必要がある。

【重要業績評価指標】

市町立小・中学校(1,626棟)の耐震化率 97.6%(H31)

市町立幼稚園(43棟)の耐震化率 93.0%(H31)

保育所(330棟)の耐震化率 70.6%(H28)

私立学校(349棟)の耐震化率 87.7%(H30)

防災・減災対策を踏まえ改定した都市計画区域マスタープランの数 0都市計画区域(H30)

住宅用火災警報器の設置率 78.6%(H30)

火災予防条例に義務付けられた全ての箇所(寝室、階段等)への設置率 69.1%(H30)

空家等対策計画策定市町数 14市町(H30)

下水道ストックマネジメント計画策定市町数 2市町(H30)

上水道の基幹管路総延長(839.2km)のうち耐震適合性のある管の延長の割合
39.1%(H29)

《環境》

災害廃棄物処理対策の推進

- 近年、大規模の自然災害等が頻発する中、災害発生時に備え全市町が災害廃棄物処理計画を策定するなど、災害廃棄物の処理体制の構築を図る必要がある。
- 災害廃棄物を迅速・適正に処理するために、国、県、市町、関係団体、事業者等の連携・協力が必要である。

有害物質対策の推進

- 災害時の有害物質の生活環境への排出を防止するため、事業者に対して、有害物質の使用・保管管理及び、流出・拡散防止や汚染物質の除去など防災対策の徹底を促す必要がある。

【重要業績評価指標】

災害廃棄物処理計画の策定市町数 7市町(H30)

環境基準の達成率

大気(二酸化硫黄、二酸化窒素) 100%(H29)

水質(人の健康の保護に関する項目) 100%(H29)

3) 保健医療・福祉

災害拠点病院・社会福祉施設の耐震化

- 災害拠点病院及び救命救急センターのうち、すべての建物に耐震性のある病院の割合は、71.4%(H30)と、全国平均(90.7%:H30)を下回っており、大規模災害時の医療体制の確保を図るため、耐震化等を促進する必要がある。
- 社会福祉施設の耐震化率は、86.4%(H29)に改善しているものの、全国平均(90.3%:H29)を下回っており、災害時の入所者等の安全確保を図るため、耐震化を促進する必要がある。

災害医療体制の充実

(災害拠点病院の体制強化)

- 災害時に、多数の傷病者に適切に医療を行うことができるよう、災害拠点病院を中心とする医療機関の連携体制を構築する必要がある。

(災害医療に必要な電力等の確保)

- 災害による電力途絶時にも、災害拠点病院の機能を維持するため、非常用電源の十分な確保を図る必要がある。

(広域医療搬送体制の充実)

- 県内の医療機関で対応不可能な傷病者を、他都道府県に搬送する必要がある場合に設置する航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)の運営が円滑に行えるよう、定期的な訓練等の実施を通じて、DMAT・医療機関・消防機関等との連携強化を図る必要がある。

災害医療に係る人材の養成

(DMAT要員等の養成確保)

- 多数の負傷者が同時に発生し、医療機関の被災も想定される災害時において、迅速かつ適切な医療救護活動ができる体制を整備する必要がある。
- 被災した精神科病院を継続的に支援するため、災害派遣精神医療チーム(DPAT)先遣隊の業務を引き継ぐDPATチームを活動させることができる体制を整備する必要がある。

(処置拡大救急救命士の確保・養成)

- 大規模災害時の医師や看護師等の医療従事者の一時的な不足に対応するため、クラッシュ症候群等への対処が可能な処置拡大救急救命士を確保・養成する必要がある。

災害医療に係る関係機関の連携強化

- 広域的かつ大規模な災害による多数の負傷者の応急処置、搬送等を適切に実施するため、防災関係機関、医療機関等の連携体制の強化が必要である。

要配慮者対策の促進

（避難行動要支援者対策の促進）

- 避難行動要支援者の適切な避難につながるよう、避難行動要支援者名簿の更新・拡充や名簿情報の共有や個別計画の策定などの市町の取組を促進する必要がある。
- 災害時には普段の生活では耳にしない専門的な用語が多く用いられるため、外国人が情報を把握できるまでに時間がかかると言われていることから、外国人に向けた迅速かつ的確な災害情報の伝達を行うためには、外国語や外国人にも配慮した「やさしい日本語」を使用する等、外国人に伝わりやすい手法による情報伝達が可能な人材を把握・育成する必要がある。
- 大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、引き続き検討を進める必要がある。

（福祉避難所の指定）

- 避難所生活で特別な配慮が必要な高齢者や障害者等を受け入れる福祉避難所を確保するため、市町による指定等を促進する必要がある。

感染症対策の推進

- 被災地において、感染症が発生・まん延しないよう集団免疫獲得のため、平時から定期の予防接種の対象者が確実に予防接種を受ける必要がある。

【重要業績評価指標】

すべての建物に耐震性のある災害拠点病院及び救命救急センターの割合 71.4% (H30)

社会福祉施設の耐震化率 86.4% (H29)

災害拠点病院数 13 病院 (H30)

DMA T チーム数 28 チーム (H30)

処置拡大救急救命士数 368 人 (H30)

災害時外国人サポーター登録者数 49 人 (H30)

福祉避難所の指定数 236 箇所 (H30)

予防接種法に基づく予防接種麻しんワクチン接種率 第1期97.7% 第2期94.7% (H29)

4) 産業・エネルギー

企業BCP策定の支援

- 策定していない中小企業について、引き続き策定支援を行うとともに、策定済の中小企業についても、関係企業と連携したBCPの策定等、内容の充実に向けた支援を行う必要がある。

電力の安定供給体制の確保

（電力の長期供給停止の防止）

- 太陽光発電を含む小規模再生可能エネルギー設備等が急増している現状を踏まえ、電気設備の自然災害に対する耐性評価、基準の整備等が、国において今後進められる。これらを踏まえ電気事業者は、発電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化を図る必要がある。

（県有発電施設の老朽化・耐震化対策等の推進）

- 発電所の老朽化が進んでおり、長期的な視点に立って更新を進めることが必要である。

（再生可能エネルギーの導入促進）

- エネルギー供給源の多様化のため、引き続き、太陽熱、森林バイオマス、小水力などの再生可能エネルギーの導入を促進する必要がある。

工業用水道施設の耐震化等

- 管路をはじめとする施設の老朽化が急速に進行していく見込みとなっており、施設の健全性を確保することが必要である。

石油コンビナート防災対策の強化

（石油コンビナート防災体制の強化）

- 大規模自然災害による事故等の発生、拡大を防止するため、コンビナート保安・防災体制の強化を図る必要がある。
- コンビナート等防災計画の見直し・修正による各事業所における防災体制の強化、及び、コンビナート保安担当者会議等での事故情報や保安情報の共有による事故防止対策の推進を、継続的に図る必要がある。
- 石油コンビナート等総合防災訓練により、災害時における防災関係機関との連携による防災活動の習熟や、防災関係機関相互の協力体制の強化を、継続的に図る必要がある。

（石油コンビナート区域の耐震強化）

- 事故・災害が発生した場合に周辺への影響が大きい設備については、速やかに耐震性の向上を図る必要がある。

【重要業績評価指標】

県内企業BCP策定率（中小企業） 34.6% (H30)

再生可能エネルギーの発電出力 1,129,551kW (H29)

優先的に更新を要する工業用水道管路（全体延長約 8km）の更新整備延長（累計）
3.2km (H30)

5) 情報・通信

業務継続計画（ICT-BCP）の推進

- 災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、点検・訓練等を実施し、計画の見直しを図るとともに、市町の計画策定を促進する必要がある。

多様な情報伝達手段の確保

- Lアラートと連携した県総合防災情報システムにおいて、迅速・的確に県民等に被害や避難勧告等防災情報を伝達できるよう努めているが、避難勧告等を発令する際に、避難行動に必要な警戒レベルをわかりやすく表示する必要がある。

災害時の情報伝達の強化

（防災行政無線の耐災害性の強化）

- YSNや民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、大規模自然災害に対する人工衛星、IoT、ビッグデータなど最新の科学技術を活用した防災情報の伝達・収集ができるよう、防災行政無線（衛星系・地上系）について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。

（的確な情報の発信）

- 災害発生時に多様な伝達手段を用いた情報提供を市町に働きかけるとともに、関係機関とも連携しながら、正しい情報を的確に発信する必要がある。
- 県管理の震度計及びこれらを集約する震度情報サーバの老朽化に伴い、計測震度の伝達ができなくなる恐れがあるため、設備の更新を計画的に推進する必要がある。
情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効率的な利活用をより一層充実させることが課題である。被災地の情報提供に係る負担を考慮すると、国や他の地方自治体等から派遣されたチームの活動には、素早い情報収集・整理が必要であり、そのためには災害対応に必要な情報を一元化して関係機関に共有する仕組みづくりを図る必要がある。

孤立防止のための情報伝達体制の整備

- 携帯不感地域の縮小に向け、通信事業者において必要な整備を行う必要がある。
- 中山間地域が県土の約7割を占める本県では、災害時に孤立可能性のある小規模集落・高齢集落が多く存在することから、衛星携帯電話など多様な伝達手段の確保などに取り組む必要がある。

通信事業者等の災害対応力強化

- 情報通信インフラについては、中継伝送路の冗長化・多ルート化や通信ビルの耐震化等を推進しているが、災害時に備え、避難施設等における通信手段を早期に確保する必要がある。

- 放送事業者においては、送信所の整備や予備電源設備等のバックアップ設備の整備など、災害時に放送中断がないよう放送体制の整備に取り組む必要がある。

【重要業績評価指標】

総合防災情報システムへのわかりやすい警戒レベルの表示

6) 交通・物流

道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがある。耐震補強実施済み数は110橋であり、引き続き、耐震補強を推進する必要がある。
- 道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいが、対策完了箇所数は227箇所であり、引き続き、防災対策を推進する必要がある。
- 電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいが、無電柱化整備済み延長は131kmであり、引き続き、無電柱化を推進する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

道路ネットワークの整備

- 災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、山陰道や下関北九州道路など、規格の高い道路をはじめとした幹線道路の整備を進める必要がある。
- 災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活道路の整備を進める必要がある。

港湾・空港施設の整備等

(港湾施設の整備)

- 大規模災害時において、緊急物資海上輸送基地として中核的な役割を担うことが求められており、大規模災害時でも港湾機能が確保できるよう耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。
- 大規模災害時の緊急物資海上輸送基地として中核的な役割を担う港湾において、施設の老朽化により、大規模災害時に必要な港湾の機能を発揮できないおそれがあることから、予防保全計画に基づき、施設の老朽化対策を進める必要がある。

- 国際拠点港湾及び重要港湾において、大規模地震等により突発的な港湾運営環境の危機的事象が発生しても、港湾機能の低下を最小限に抑えられるよう、対応の方針、体制等を示すとともに、それを実現するための対策をとりまとめた「港湾事業継続計画」(港湾BCP)の策定が完了しており、脆弱性については一定の軽減が図られているが、計画の実効性を高める必要があることから、PDCAサイクルにより計画の継続的な改善に努める必要がある。

(漁港施設の整備)

- 災害時の救援物資の荷揚げ場所や水産物の流通を確保するため、県営漁港のうち、防災拠点となる漁港及び産地市場を背後に有する漁港の岸壁等の耐震化を早期に整備する必要がある。
- 県管理の7漁港において、漁港ごとに、防波堤や岸壁等の施設の長寿命化のための個別施設計画に基づき、早急に対応が必要な施設から保全工事を着手する必要がある。

(空港施設の安全確保)

- 災害時の交通の確保や緊急輸送のため、施設等の安全性の確保に努める必要がある。

救援物資の輸送等

- 災害応急対策活動を円滑に実施する上で、緊急輸送道路の確保は重要であり、緊急輸送道路の指定を進める必要がある。
- 離島においては、船舶による救助・救出や物資の輸送に対応できるよう、関係機関との連携を構築しておく必要がある。
- 陸上交通経路の遮断や、離島航路の不通等、最悪の事態発生時における物資の運搬等に備え、漁業調査船及び漁業取締船を活用する体制を整える必要がある。

【重要業績評価指標】

橋梁の耐震補強実施数(累計) 110橋(H30)

橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数(累計) 312橋(H30)

陸揚岸壁の耐震化施設数 8箇所(H30)

7) 農林水産

農地防災の推進

- 本県のため池は、江戸時代に築造されたものが多く、老朽化しており、豪雨時に決壊し、下流の人家や公共用施設に被害を与えるおそれがあることから、ため池の改修や廃止等の対策に取り組んでいく必要がある。
- 地すべり防止区域の整備を進め、地すべりによる災害を未然に防ぐ必要がある。
- 老朽化した農業用施設は、豪雨や地震時等に機能不全になり、農業生産が停滞するおそれがあることから、施設の修繕や更新等の長寿命化対策に取り組んでいく必要がある。

- 河川流水の流下を阻害している頭首工を改修し、豪雨等による災害を未然に防ぐ必要がある。
- 老朽化が進んでいる排水機場の改修等を行い、豪雨等による農地や人家・公共施設等の湛水を未然に防ぐ必要がある。

農業生産基盤の整備

- 区画が狭小で農道や水路が整備されていない農地は、被災を機に、耕作放棄地化するおそれがあることから、区画整理等を行い農業生産力を強化する必要がある。
- 畑作物の生産を拡大し、食料の安定供給を図るためには、水田の高機能化を進め、土地利用率を向上させる必要がある。
- 集落営農法人を中心とした営農の継続や集落機能の維持を図るためには、本県の7割を占める中山間地域への支援が必要である。
- 農業生産法人や土地改良区に加えて、自治会や子ども会などの非農家との連携を進めることによって活動組織を強化し、地域が一体となった農地や農業用施設の保全活動を推進する必要がある。

農業生産体制の強化

- 市町、農業団体、普及組織、試験研究機関等が連携し、高度かつ多様な技術課題に対応できる体制を整備し、普及指導活動を効率的に推進する必要がある。
- 需要の拡大に確実に対応し、効率的で持続的な経営が可能な法人等の経営体を核とした生産体制を強化するため、集落営農法人を重点対象とした機械・施設整備等低コストで効率的な生産体制を構築する必要がある。

【重要業績評価指標】

危険ため池の整備箇所数（累計）	1,606箇所(H30)
地すべり防止施設の整備（累計）	23地区(H30)
農業用施設の長寿命化施設数（累計）	21箇所(H30)
頭首工の改修（累計）	73箇所(H30)
排水機場の改修整備（累計）	47箇所(H30)
区画整理面積（累計）	23,092ha(H30)
水田高機能化面積（累計）	1,689ha(H30)
中山間地域等直接支払取組面積（年間）	12,011ha(H30)
多面的機能支払取組面積（年間）	21,114ha(H30)

8) 国土保全・土地利用

津波・高潮対策の推進

(海岸保全施設の整備)

- 台風時に高潮の影響を受けやすい地勢的な特徴を有しており、これまでたびたび大きな高潮被害に見舞われてきたことから、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。

(海岸堤防の整備・点検)

- 津波・高潮等から県民の生命や財産を守るため、海岸堤防の整備（計画高までの整備と耐震化）や防災施設（海岸堤防）の点検、点検結果に基づく対策を計画的に進める必要がある。

(高潮ハザードマップの整備)

- 平成27年(2015年)7月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、高潮浸水想定の見直しを行い、関係市町においても高潮ハザードマップを整備する必要がある。

洪水対策の推進

(河川改修、ダム建設の推進)

- 近年では、平成30年(2018年)7月豪雨をはじめとして、10年間で5回も甚大な浸水被害が発生していることから、河川改修やダム建設を推進する必要がある。

(洪水ハザードマップの整備)

- 気候変動に伴い頻発・激甚化する水害に備え、引き続き、河川の監視体制の強化や住民等へ提供する防災情報の充実を図るため、近年の豪雨災害や市町の要望等を踏まえ、新たに水防警報河川を追加指定し、水位観測局の新設や洪水ハザードマップの作成支援等を実施する必要がある。
- 河川整備の計画規模の洪水を上回った場合でも、人命を守り、社会経済の壊滅的な被害をできる限り軽減するため、最悪の事態を想定し、想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域の公表や洪水ハザードマップの作成支援を進める必要がある。

(河川管理施設の耐震化)

- 耐震対策優先区間は、背後の地盤高が低く、地震により堤防が沈下すれば、大潮時に海水が越えて甚大な浸水被害が発生するおそれがあり、対策を推進する必要がある。

(河川管理施設の老朽化対策)

- 排水機場及びダムの老朽化が進んでおり、長寿命化計画に基づき、計画的に対策を進める必要がある。

山地災害対策の推進

(治山事業の推進)

- 治山ダム等の整備については着実に推進しているが、近年の局地的な豪雨により山地災害が多発しており、その復旧や未然防止のため、今後も計画的な整備を進める必要がある。

(保安林指定の推進)

- 水源のかん養や山地災害防止など森林の有する公益的機能を発揮させるため、保安林指定については着実に推進してきている。今後も、ダム上流や砂防指定地上流において重要な役割を果たしている森林等について計画的に保安林指定を進めていく必要がある。

(荒廃森林の整備)

- 奥山等の荒廃した森林の公益的機能の回復を図るため、荒廃森林の整備を着実に推進している。今後も、人工林の間伐や繁茂竹林の伐採等により、森林の有する公益的機能の回復を推進していく必要がある。

土砂災害対策の推進

(土砂災害防止施設の整備等)

- 土砂災害を防止・軽減するため、土砂災害防止施設の整備を、危険性や緊急性の高い箇所から重点的・計画的に進める必要がある。
- 老朽化による機能低下を防止し、土砂災害防止施設の所定の機能・性能を維持・確保するため、長寿命化計画に基づき適正に対策を実施する必要がある。

(住民参加型土砂災害ハザードマップの整備)

- 土砂災害からの適切な避難行動につながるよう住民の意識啓発を図るため、住民自らが作成する「住民参加型土砂災害ハザードマップ」の作成支援を行う必要がある。

迅速な復旧・復興に向けた取組

(地籍調査の促進)

- 地籍調査は、正確な土地の基礎的情報（境界・面積等）の明確化を通じて、事前防災対策の推進や被災後の復旧・復興事業の迅速化に寄与するものであり、引き続き、地籍整備を促進する必要がある。

(応急仮設住宅の迅速な供与)

- 想定される最大の被害に基づく応急仮設住宅の必要戸数の建設に必要な面積が十分に確保できておらず、引き続き建設候補地の新規選定が必要である。また、平常時から市町や関係団体と連携して、応急仮設住宅の供与に向けた検討・調整をしておく必要がある。

【重要業績評価指標】

治山ダム等の整備地区数（累計） 1,471 地区(H30)

保安林指定面積（累計） 104,561ha(H30)

荒廃森林の整備面積（年間） 395ha(H30)

地籍調査進捗率 62.7%(H30)

（横断的分野）

9) リスクコミュニケーション**地域防災力の充実強化****（防災意識の醸成）**

- 災害による被害を最小限に抑えるためには、「自らの命は自らが守る」という「自助」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の精神に基づく、地域防災力の充実強化を図る必要がある。
- 防災意識を醸成するため、防災知識の普及啓発や防災教育・訓練を充実させる必要がある。

（地域ぐるみの防災活動の促進）

- 地域における防災活動を促進するため、各市町で図上訓練、実働訓練の実施や地域ぐるみによる防災活動の取組支援など、市町と連携して、地域防災力の充実・強化に努める必要がある。
- 県内の地域を指定し、コミュニティ・スクール等の仕組みを活用して、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となって防災について学ぶとともに、避難所生活を想定した宿泊体験等を含む総合的な体験学習を実施して、子どもたちが自らの命を自ら守るために主体的に行動できる力の育成（自助）はもとより、自分の安全を確保した上で周囲の人や社会の安全に貢献できる力の育成（共助・公助）をより一層図る必要がある。

（防災の担い手づくり）

- 災害発生後の避難、救護等を円滑に進めるため、自主防災組織と消防団が連携した地域防災の担い手の育成が必要である。

（中山間地域「やまぐち元気生活圏」づくりの推進）

- 集落の小規模高齢化が進む中、災害発生時にも、生活機能・サービスを地域で支え合うことができるよう、「山口県中山間地域づくりビジョン」に基づき、地域・市町における集落間のネットワーク化の促進を支援する必要がある。

【重要業績評価指標】

自主防災組織活動カバー率 97.2%(H30)

10) 人材育成

人材の育成・確保

- 災害に関する実践的な知識・技能と的確な判断力を習得できるよう、防災研修を実施するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう、各種訓練を通じて災害対応力の向上を図る必要がある。

災害医療に携わる人材養成及び体制整備

- 災害発生時に医療救護活動を円滑に実施するため、様々な医療チームの派遣や患者の受入医療機関の確保の調整等を行う、職種を横断した人材養成や体制整備に取り組む必要がある。

迅速な復旧・復興に向けた取組

(建設産業の担い手確保・育成)

- 県内建設産業は、災害時の応急・復旧対策を担う中核的存在として重要な役割を果たしているが、業者数及び就業者数ともに長年にわたって減少傾向が続いており、このままでは、いずれその役割を果たせなくなることが懸念されている。将来にわたって、建設産業がその役割を果たし続けるには、マンパワーの絶え間ない確保が何より重要であり、担い手の確保・育成に継続的に取り組んでいく必要がある。

【重要業績評価指標】

災害医療コーディネーター数 12人(H30)

建設産業の技術者・技能者の若年者比率 10.6%(H30)

11) 官民連携

応援協定の締結・拡充

- 災害時に生活必需品等の物資並びに緊急輸送手段を確保できるよう民間事業者と協定を締結し、流通備蓄による対策を進めており、平時から実効性のある運用に向けた取組を推進する必要がある。

被災地支援活動に対する支援体制整備

- 被災者ニーズに的確に対応したボランティアの派遣を行うためには、災害ボランティアセンターにおいて、道路事情など地域の実情に精通した地元住民の協力を得る必要がある。

【重要業績評価指標】

災害時応援協定の締結協定数 117協定(H30)

災害ボランティアセンターリーダー養成研修修了者数(累計) 226人(H29)

12) 老朽化対策

公共施設等の適切な維持管理

(公共施設等の総合的なマネジメントの推進)

- 高度経済成長期とその後の約10年を中心として整備した学校・県営住宅などの公共建築物や、道路・河川などの都市基盤施設は、現在老朽化が顕在しており、その対応が必要である。
- 公共施設等の機能を継続的に維持するため、メンテナンスサイクル(点検→診断→措置→記録)を構築し、損傷が軽微なうちに補修等により長寿命化を図る「予防保全」的な対策を継続的に進め、維持管理費の縮減や更新費用の平準化を図る必要がある。
- 施設の老朽化等に伴う更新、修繕については、今後策定する個別施設計画に基づき実施する必要がある。

(公共土木施設等の老朽化対策の推進)

- これまでの対症療法的な維持管理である「事後保全」から、中長期的な視点に基づき不具合や故障が生じる前に予防的に対策を行う「予防保全」へと転換し、計画的な維持管理を実施する必要がある。
- 予防保全の観点から、定期的な点検を確実に実施することにより、劣化・損傷の状況や原因を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等を評価・診断する必要がある。
- 都市基盤施設の安心・安全の確保や長寿命化の推進に当たっては、技術力の確保が重要であることから、研修等を通じ、専門的技術力を有する職員を継続的に養成し、適切に維持管理ができる体制を整える必要がある。

【重要業績評価指標】

インフラ長寿命化計画(個別施設計画)策定数 25 計画(H30)

13) 研究・技術開発

衛星画像の災害時の活用

- 近年、広範囲に被害をもたらす大規模災害が頻発し、広域的な把握による応急・救助活動等が求められており、広範囲を観測できる衛星の画像を更に活用していく必要がある。

コンクリート建造物の品質確保

- 平成17年(2005年)からコンクリート建造物の品質確保に産学官が連携して取り組んでいるが、それぞれの分野における最新の知見や取組等の情報を共有し、さらなる品質確保を図る必要がある。

改定経過

□「山口県防災会議国土強靱化地域計画専門部会」の開催

地域計画の改定に当たり、関係機関、専門家等から、幅広く意見を伺うため、国土強靱化地域計画専門部会を開催しました。



[委員（12名）]

○：部会長

所 属	氏 名
山口大学大学院創成科学研究科 教授	○山 本 晴 彦
光市総務部長	小 田 哲 之
徳山工業高等専門学校 土木建築工学科 准教授	目 山 直 樹
徳山中央病院 救命救急センター長	山 下 進
社会福祉法人山口県社会福祉協議会 専務理事	藤 田 潔
山口県経営者協会 専務理事	西 田 隆 男
西日本電信電話株式会社山口支店 設備部災害対策室 担当課長	村 田 真 昭
一般社団法人山口県トラック協会 専務理事	高 橋 則 彦
山口大学大学院創成科学研究科 助教	坂 口 敦
気象予報士、防災士	坂 本 京 子
山口大学大学院創成科学研究科 准教授	村 上 ひとみ
徳山工業高等専門学校 情報電子工学科 教授	浦 上 美佐子

(敬称略、順不同)

[開催状況]

	実 施 日	内 容 等
第1回	令和元年(2019年)7月30日	計画の見直しについて
第2回	9月3日	改定案について
第3回	令和2年(2020年)1月22日	改定最終案について

□改定案に対するパブリック・コメント（県民意見の募集）の結果概要

1 パブリック・コメントの実施

(1) 募集期間

令和元年(2019年)10月7日(月)から11月6日(水)まで

(2) 改定案の公表方法等

県庁1階の情報公開センター、各地方県民相談室等に改定案を備え付けるとともに、県ホームページに改定案を公表し、県民の皆様が自由に閲覧できるようにしました。

(3) 提出方法

郵送、ファックス、電子メールで意見・提案を募集しました。

2 提出いただいたご意見

21件のご意見があり、その内容は次のとおりでした。

内 容	件 数
山口県国土強靱化地域計画（改定案）に関するもの	13件
想定するリスクに関するもの	2件
強靱化の推進方針に関するもの	7件
その他	4件
パブリック・コメント等に関するもの	8件

用語解説

本計画に記載されている用語のうち、専門的な用語、十分に定着していない用語などについて、その解説を記載しています。

なお、用語の右側に付している【 】は、当該用語が出てくるページを示しています。

あ 行

- アイシーティー
- **I C T** 【P23, 59, 60, 89】
「Information&Communications Technology」の略。コンピューターや情報通信ネットワークなど情報通信技術のこと。
 - **空家等対策計画** 【P18, 33, 41, 55, 72, 85】
空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、市町が定める計画のこと。市町はこの計画の中で、対策の対象地区や対象空家の種類、適正管理・利活用の促進や特定空家等（倒壊等のおそれがあり放置することが不適切である空家等）に対する措置等について定める。
 - **Lアラート（災害情報共有システム）** 【P23, 24, 40, 43, 45, 61, 89】
自治体などが発する地域（ローカル）の災害情報を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するサービスのこと。

か 行

- **海岸保全施設** 【P28, 36, 41, 43, 59, 62, 63, 65, 71, 73, 78, 93】
高潮や津波、波浪による災害や海岸侵食を防止するため、海岸線に設置する施設のこと。堤防、護岸、離岸堤、消波ブロック、水門などがある。
- **感震ブレーカー** 【P18, 40, 72, 83】
地震を感知すると自動的にブレーカーを落とし、電気を止める装置のこと。
- **危険予測学習** 【P16, 33, 82】
教材の絵（イラスト）や写真に潜む危険を予測し指摘し合うことで、現実には起こりそうな危険に気付き、事故に遭わないためにはどのように行動するのかを考え、自ら安全に行動できるよう危機意識や安全意識を高めることを目的とする学習活動のこと。
- **救命救急センター** 【P34, 39, 41, 53, 55, 86, 87】
初期救急（比較的軽症な救急患者への医療提供）、二次救急（入院治療を必要とする救急患者への医療提供）で対応できない重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な患者を24時間体制で受け入れて医療を行う三次救急の医療機関のこと。

- **緊急輸送道路** 【P25, 26, 91】
地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点を連絡する道路のこと。
- **警戒レベル** 【P24, 34, 40, 41, 43, 45, 46, 61, 89, 90】
住民が災害発生の危険度を直感的に理解し、的確に避難行動ができるようにするため、避難に関する情報や防災気象情報に付記して伝える5段階のレベルのこと。
- **下水道ストックマネジメント計画** 【P19, 33, 56, 69, 85】
処理場や管路などの下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら、維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に施設を管理するための計画のこと。
- **建設産業** 【P31, 35, 48, 49, 50, 52, 75, 96】
建設工事の完成を請け負う建設業及び設計業等建設業に関連する産業の総称。社会資本の整備・維持、災害時の応急対策・復旧対応等を行い、山口県では就業者の約1割を占めている。
- **航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）** 【P20, 53, 86】
大規模災害時において、多数の傷病者等が発生し、被災地の医療機関だけでは対応できない場合に、重症患者等を航空機で被災地外の医療機関に搬送するための航空搬送拠点に設置する臨時の医療施設のこと。Staging Care Unit
- **国際拠点港湾** 【P5, 62, 91】
国際戦略港湾（東京港、横浜港、川崎港、大阪港、神戸港）以外の港湾であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾のこと。全国に18港あり、山口県では徳山下松港、下関港が該当。
- **個別施設計画** 【P32, 35, 48, 62, 65, 67, 70, 77, 91, 97】
施設ごとの長寿命化計画のこと。
- **コミュニティ・スクール** 【P30, 95】
学校と保護者や地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられている。

さ 行

- **災害医療コーディネーター** 【P21, 31, 35, 55, 96】
災害発生時において、県が行う災害対策に参画し、医療救護活動等に関する助言・調整を行う災害救急医療に精通した医療従事者のこと。
- **災害拠点病院** 【P20, 34, 39, 41, 52, 53, 55, 86, 87】
災害時の医療を担う中核施設として、24 時間体制による傷病者の受け入れや医療チームを編成し医療救護活動を行う医療機関のこと。
- **災害派遣医療チーム（DMAT）** 【P20, 34, 53, 55, 86, 87】
災害発生直後の急性期において、迅速かつ適切な救急医療を提供することができるよう、専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員で構成される医療チームのこと。
Disaster Medical Assistance Team
- **災害派遣精神医療チーム（DPAT）** 【P20, 53, 86】
大規模な自然災害等の発生時に、被災地域の精神保健医療ニーズを把握し、専門的な精神科医療の提供、精神保健活動の支援等の活動を行うことができるよう、専門的な研修・訓練を受けた医師・看護師・業務調整員等で構成されるチームのこと。
Disaster Psychiatric Assistance Team
- **再生可能エネルギー** 【P14, 22, 33, 34, 58, 60, 68, 69, 80, 81, 88】
太陽光や太陽熱、風力、水力、バイオマスなど、一度利用しても比較的短期間に再生が可能で、資源が枯渇しないエネルギーのこと。発電時や利用時に二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギー。
- **地すべり防止区域** 【P44, 66, 91】
現に地すべりをしている区域又は地すべりをするおそれのきわめて大きい区域（地すべり区域）と、これに隣接する地域のうち、地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きい地域を合わせた地域で、公共の利害に密接な関連を有するものとして指定された地域のこと。
- **指定緊急避難場所** 【P15, 47, 56, 80】
住民等が災害の危険から緊急的に逃れる際の避難先（災害類型ごとに指定）のこと。
- **指定避難所** 【P15, 33, 47, 49, 56, 80, 81】
被災者が一定期間避難生活する場として指定された施設のこと。

- **重要港湾** 【P5, 62, 91】

国際戦略港湾(全国 5 港)及び国際拠点港湾(全国 18 港)以外の港湾であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾のこと。全国に 102 港あり、山口県では岩国港、三田尻中関港、宇部港、小野田港が該当。

- **集落営農法人** 【P27, 66, 92】

1～数集落を単位に、関係農家の農地利用の合意形成のもと、集落内の相当数の農家が参加して集落内農地の相当面積を集積し、効率的な営農を実践する法人のこと。

- **小水力(発電)** 【P22, 68, 88】

水が落下するエネルギーを用いて発電する、最大出力 1,000kW 以下の比較的小規模な発電設備の総称。

- **信号機電源付加装置** 【P16, 33, 46, 51, 57, 65, 71, 78, 82】

停電の際、自動的に発動発電機が作動し、信号機等に電力供給する装置のこと。

- **森林バイオマス** 【P22, 68, 88】

森林から得られる植物由来の生物資源のこと。

- **水田(の)高機能化** 【P27, 35, 66, 67, 92】

従来の暗渠排水に比べて高い機能を持った浅層暗渠や地下水位制御システムによる排水対策により、水田への畑作物の導入を可能にすること。

- **水防警報河川** 【P28, 44, 93】

水防活動の目安となる「水防団待機水位」等に到達した場合、水防警報を発表し、市町や警察等へ通知する河川のこと。また、市町長の避難勧告の発令判断の目安となる「氾濫危険水位」に到達した場合は、市町や警察、報道機関等へ通知する。その情報は、報道機関を通じて住民に周知される。

- **想定最大規模の洪水** 【P28, 44, 93】

現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、想定し得る最大規模のものとして設定した年超過確率（毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率）が概ね 1/1000 の規模以上の洪水のこと。一方、計画規模の洪水は、河川の計画を作成するときに対象とする洪水のこと。県管理河川では、年超過確率が 1/10～1/100 の規模の洪水としている。

た 行

- **大規模盛土造成地** 【P18, 40, 55, 83】

盛土造成地のうち、①谷埋め型で盛土の面積が 3,000 m²以上のもの、②腹付け型で盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5 m 以上のものこと。

●多面的機能 【P27】

農林水産業や農山漁村が果たす様々な機能のこと。農林水産物等の供給機能だけでなく、国土や環境の保全、自然とのふれあいを通した教育の場の提供、地域色豊かな伝統文化の継承などの機能がある。

●多面的機能支払(制度) 【P35, 67, 75, 92】

地域が共同で行う、水路・農道等の泥上げや草刈り、補修などにより、地域の多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動を支援する制度のこと。

●地域高規格道路 【P25】

高規格幹線道路を補完し、地域道路ネットワークの軸を形成する、連携・交流・連結のいずれかの機能を持つ高規格な道路のこと。

●地区防災計画 【P30】

一定の地区内の住民や事業者が、当該地区の特性に応じた自発的な防災活動を定めた計画のこと。

●治山ダム 【P29, 35, 44, 45, 50, 74, 75, 94】

山地の河川溪床の縦・横浸食を防止し、溪床の安定、山脚の固定及び土砂流出の抑止・調整を図ることを目的に、コンクリート等を使用して設置する構造物のこと。

●中山間地域

【P5, 15, 24, 30, 37, 49, 66, 81, 89, 92, 95】

一般的には、平野の周辺部から山間部に至るまとまった平坦な耕地が少ない地域のこと。山口県では、地域振興5法(離島振興法、山村振興法、半島振興法、特定農山村法、過疎地域自立促進特別措置法)の適用地域又は農林水産省の農業地域類型区分による山間農業地域、中間農業地域のいずれかに該当する地域を指す。

●中山間地域等直接支払(制度) 【P35, 67, 92】

農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等において、協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を支援する制度のこと。

●長寿命化

【P27, 32, 34, 48, 62, 65, 66, 67, 68, 70, 73, 74, 77, 91, 92, 97】

施設が保有している機能の低下を極力抑え、適切な利用の継続を図ることを目的に、施設の老朽化が進む前に調査を行い計画的な管理や補修工事を実施すること。

●長寿命化計画

【P25, 26, 28, 29, 34, 35, 40, 41, 42, 43, 45, 48, 49, 50, 52, 53, 54, 55, 59, 60, 61, 63, 64, 65, 67, 68, 70, 71, 74, 77, 78, 90, 91, 93, 94, 97】

維持管理費の縮減や更新費用の平準化を図るため、具体的な対応方針を定めた計画のこと。

●頭首工 【P34, 66, 68, 92】

農業用水を取水するため、河川に造られた堰や取り入れ口及び付帯施設などの施設の総称。

●特設公衆電話 【P24】

災害発生時等の緊急時に避難所等に設置され、通話料無料で利用される電話のこと。災害発生後に速やかに利用できるよう、避難所として指定される施設等にあらかじめ加入者回線を設置し、災害発生後に、その加入者回線に電話機を接続して利用する「事前設置型」の特設公衆電話の設置が進められている。

●都市計画区域 【P33, 41, 43, 44, 45, 55, 72, 85】

自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備・開発・保全する必要がある区域のこと。

●都市計画区域マスタープラン

【P17, 33, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 55, 71, 72, 83, 85】

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の通称。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とは、都市計画法において、都道府県または指定都市が都市計画区域について定める、都市計画の目標や区域区分の決定の有無等についての方針。

●都市施設 【P17, 71, 83】

道路、公園、下水道など、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性を向上し、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設のこと。

●土砂災害防止施設 【P29, 36, 44, 45, 74, 94】

土石流を止める砂防ダムやがけ崩れを防ぐ擁壁など、土砂災害を防ぐための施設の総称。

な 行

●内水 【P18, 43, 78, 84】

河川の水を「外水」と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地(居住地)にある水を「内水」という。河川の水が溢れなくても、側溝、下水道などの排水能力を超える大雨や、排水する先の河川水位の上昇などで排水出来なくなることにより内水氾濫が生じる。

●南海トラフ地震 【P2, 6, 8, 10, 36】

南海トラフ(静岡県の駿河湾から九州東方沖までの約700kmにわたって続く深い溝状の地形)沿いで発生する大規模な地震のこと。これまで100～150年周期で発生し、今後30年以内の発生確率は70%～80%とされている。

は 行

●排水機場 【P34, 66, 68, 74, 92, 93】

高潮時などに、河川や水路への逆流を防止するための水門と、大雨によって増水した河川や水路の水を海などへ強制的に汲み出すためのポンプ場等の施設の総称。

●ハザードマップ

【P17, 18, 27, 28, 29, 30, 41, 43, 44, 45, 73, 78, 79, 84, 93, 94】

災害時に、住民が迅速かつ安全に避難し、人的被害を最小限度に食い止めることを目的として、予想される被害の程度や避難情報等の各種情報を分かりやすく表示した地図のこと。津波、高潮、洪水、内水、土砂災害などのハザードマップがある。

●BCP

【P14, 19, 22, 23, 26, 34, 56, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 69, 80, 84, 87, 88, 91】

事業(業務)継続計画(Business Continuity Plan)の略。自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

●避難行動要支援者 【P20, 21, 42, 46, 54, 87】

高齢者、障害者、乳幼児等、防災上特に配慮を要する者(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者のこと。

●福祉避難所 【P20, 21, 34, 87】

介護の必要な高齢者や障害者など、一般の避難所では生活に支障を来す人に対してケアが行われるほか、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。

●ヘリテージマネージャー 【P18, 79, 84】

地域に存在する歴史的文化遺産を発掘・保存・活用して、地域活性化に貢献する能力を有した人材のこと。文化財の調査や保全活動、活用計画策定の協力や活用の提案、災害時の文化財の救出などを行う。

●保安林 【P29, 35, 74, 75, 94, 95】

水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成などの公益的機能を高度に発揮させるため、森林法に基づき指定された森林(全部で17種類)のこと。保安林に指定されると、こうした機能が失われないように、立木の伐採や開発行為などが制限される。一方で所有者等には免税等の優遇措置が講じられている。

ま 行

●無電柱化

【P25, 39, 42, 48, 49, 52, 54, 59, 61, 63, 64, 67, 70, 77, 90】

電力線や通信線等を収容する電線共同溝などの整備により電線類を地中化するなど、道路から電柱をなくすこと。これにより、道路空間が開放的ですっきりしたものとなり、良好な景観形成が図られる。さらに、台風や地震等の災害時に、電柱が倒れたり、電線が垂れ下がったりといった危険をなくすことなども目的とする。

●面的整備 【P17, 71, 83】

市街地内の相当規模の区域内において、各施設を一体的、総合的に整備すること。土地区画整理事業や市街地再開発事業などがこれに当たる。

や 行

●やまぐち元気生活圏づくり 【P30, 95】

中山間地域の集落機能を持続可能なものに活性化し、底力のある地域を創るため、基幹的集落を中心とする複数集落で構成し、日常生活に必要なサービス等を拠点化・ネットワーク化した「基礎生活圏」を形成するとともに、近隣の中心都市とも連携しながら、この生活圏を核に地域産業の振興や人口定住の促進を目指す、本県独自の構想のこと。

●山口県公共施設等マネジメント基本方針 【P32】

計画的かつ効率的に公共施設等の整備や維持管理を行い、長寿命化や統廃合、利活用促進を進めるなど、公共施設等の総合的な管理を推進していくための基本的な方針のこと。

●要配慮者 【P20, 21, 29, 30, 42, 46, 54, 87】

高齢者、障害者、乳幼児等、防災上特に配慮を要する者のこと。

●予防保全型の維持管理 【P27】

損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る維持管理手法のこと。

ら 行

●リスクコミュニケーション【P13, 30, 35, 95】

リスク要因やそのリスクを低減するための取組について、関係者が情報を共有しつつ、それぞれの立場から意見や情報を交換すること。リスクに関する正しい知識と理解が深まり、リスク低減に向けた取組を有効に機能させることができる。

わ 行

●Y S N(やまぐち情報スーパーネットワーク) 【P42, 45, 51, 58, 60, 89】

県民生活の向上、地域の振興、情報受発信機能の強化の3つの視点から、豊かで活力あふれる情報先進県の創造に向けて、全県的な高速通信ネットワークとして県が整備した光ファイバ網のこと。